

自治制度・地域振興調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和7年5月21日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	松丸昌史
副委員長	宮野ゆみこ
理事	依田翼
理事	市村やすとし
理事	品田ひでこ
理事	高山泰三
理事	関川けさ子
委員	松平雄一郎
委員	石沢のりゆき
委員	沢田けいじ
委員	田中としかね

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

副議長	田中香澄
-----	------

6 出席説明員

佐藤正子	副区長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
高橋征博	区民部長
長塚隆史	アカデミー推進部長
松永直樹	施設管理部長
川崎慎一郎	企画課長

菊池日彦	政策研究担当課長
岡村健介	用地・施設マネジメント担当課長
進憲司	財政課長
畑中貴史	総務課長
中川景司	職員課長
木口正和	契約管財課長
木村健	区民課長
内宮純一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
吉本眞二	アカデミー推進課長
阿部遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢部裕二	スポーツ振興課長
阿部英幸	施設管理課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	小松崎 哲 生
主 事	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
 - 1) 文京区共通デジタル商品券発行事業補助の実施等について
 - 2) 区内店舗支援事業の実施等について
 - 3) 定額減税補足給付金（不足額給付）の実施等について
- (2) 一般質問
- (3) その他

午前 9時59分 開会

○松丸委員長 おはようございます。

それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、自治制度・地域振興調査特別委員会を開会したいと思います。

委員は全員出席であります。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

出席理事者の追加でありますけれども、資料の運営方針案を御覧ください。

令和7年度の組織改正により、新たに用地・施設マネジメント担当課長が設置されたことに伴い、本委員会運営方針における出席理事者について、記載のとおり変更したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松丸委員長 それでは、そのように運営方針を変更させていただきます。

○松丸委員長 理事会についてであります。必要に応じて、協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松丸委員長 本日の委員会運営についてであります。理事者報告3件、部ごとに報告を受け、項目ごとに質疑を行うことといたします。

次に、一般質問、その他、委員会記録について、令和7年9月定例議会の資料要求について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松丸委員長 それでは、各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いしたいと思います。

○松丸委員長 それでは、理事者報告、区民部から経済課、3件。

それでは、区民部経済課よりお願いをいたします。

内宮経済課長。

○内宮経済課長 おはようございます。

それでは、資料第1号「文京区共通デジタル商品券発行事業補助の実施等について」、御報告を申し上げます。

説明が前後いたしますが、まずは資料の2ページ目ですね、項番の5の参考といったところを御覧ください。

令和6年度の実績でございますが、第1弾が還元率10%、第2弾が還元率20%としまして、表中の期間において実施いたしました。

還元ポイントとしては、第1弾が約6,000万、第2弾が2億8,600万、合計で3億4,700万という形になってございます。

売上の実績としては、第1弾が約6億、第2弾が15億で、合計21億となっております、都のキャンペーンとの重複も一部ありまして、盛況な結果となっております。

一方で、還元ポイントの3億4,700万のところにつきましては、キャッシュレス決済事業者のポイントという形になって、このポイントに区の補助金が充てられるんですが、区外に流出しているといったような課題もございました。

令和6年度の実績で、決算額の構成でいきますと、この事業の約6割弱が区外在住者であったことから、推定にはなりますけれども、約3億4,700万のうち、6割でいうと約2億円ぐらいになりますけれども、区外に流出している可能性があるとも一方考えられるという状況でございます。

このたび、コロナ禍からスタートしたこの事業の今後のステージを検討していく中で、区内で還元ポイントが循環するような形でのデジタル商品券のスキームへの切替えを行うという形で、文京区の商店街連合会と協議が整いましたので、御報告、実施をするものでございます。

戻って、項番の1、事業概要のところを御覧ください。

商店街連合会が実施するキャッシュレス決済に伴う共通デジタル商品券事業に補助を行って、キャッシュレス決済の促進と商店街の活性化、区内商店の販売促進支援を行うものです。

具体的なスキームとしましては、表の中を御覧ください。

まず、第1弾として、区内在住者を対象に、1万円で1万3,000円分となるプレミアム率30%のデジタル商品券を6万1,000口販売いたします。この商品券の申込みが1人2口までとなっております、6万1,000口を超えた場合は抽選という形になります。

応募期間は、8月1日から9月11日まで、購入期間は9月12日から10月15日までとなっております。

また、利用期間は、9月12日から翌年の2月28日までとなっております、デジタル商品券となったことで、従前のキャンペーンより長い期間での利用が可能という形になっております。

また、第2弾としましては、どなたでも購入可能なデジタル商品券を、10月31日から先着順で2万口販売いたします。

これは、事業を、商店街連合会と一緒に議論していく中で、やはり区外の在住者ですね、

区内在勤・在学の方々の利用も商店街にとっては非常に重要で、そういった方々にも事業に参加できるよう、第2弾で行う形にしたものでございます。

なお、第1弾で、デジタル商品券を購入した方も第2弾で購入できるため、区内在住者の方は最大で4口、1万2,000円分の還元を得られるような仕組みとなっております。

次に、項番の2、3、スケジュールと周知方法に係る説明でございます。

5月から、区内商店向けの周知、参加店舗の募集を行いまして、6月以降に、区民向け周知なども区報など様々な媒体を活用して実施してまいります。

なお、当該デジタル商品券の事業スキームとしては、アプリ上で運転免許証またはマイナンバーカードによつての本人確認の登録が必要であることから、7月中旬以降に個別の相談窓口を開設するとともに、併せて説明会も実施をしております。

また、当該デジタル商品券は、2月末までに利用していただく必要があることから、1月から2月にかけて、利用期限の周知というのを行うことを予定しております。

最後に、項番4、その他でございます。

区は、当該プレミアム分の経費、あと本事業に係る事務経費を補助するものでございます。本件に係る報告は以上になります。

続きまして、資料の第2号「区内店舗支援事業の実施等について」、御報告をいたします。

通常、「がんばるお店応援キャンペーン」と言われている事業でございます。

項番1の(1)目的でございます。

現下の経済変動によって影響を受けている区内店舗に対して、消費者還元サービスに係る経費等を補助するとともに、環境配慮や合理的配慮に係る取組等社会的課題に対する取組を促進するため、当該事業を実施するものでございます。

(2)の対象でございますが、中小企業基本法に定める中小企業者が営む区内店舗となります。

(3)の補助対象経費等でございます。

アの商品割引、サービス品の提供事業に係る経費について、15万、イの原材料購入等経費について、原材料、電力・ガスが10万、社会的課題に対する取組に係る経費が5万円となっております。

なお、今回より、合理的配慮に係る取組を組み込みましたけれども、当該取組については、障害福祉課とも協議を行いまして、広く障害や障害者の理解の促進に資する取組として、障害者アートの活用、そういったものもこの対象の範囲に含めて考えて、横軸を通す形で、区

のホームページなどで周知を図って、活用を図ってまいります。

(4)の事業スケジュールでございますが、5月から区で申請を受け付けておりまして、キャンペーンとしては7月から9月末を予定してございます。

次に、項番の2、参考として、令和6年度の実施結果を記載しております。

実績としましては、補助件数が571件、金額としては約1億5,000万円となっております。本件に係る御報告は以上になります。

最後に、資料第3号「定額減税補足給付金（不足額給付）の実施等について」でございます。

項番1の(1)概要でございます。

資料中程のイメージ図を御覧いただくと分かりやすいと思いますが、令和6年度に実施した定額減税の補足給付金、こちらをいわゆる当初調整給付という言い方をしているんですが、それが図の中でいうと左側に示している絵になります。

この当初調整給付は、事業スキーム上、算定に当たって、住民税の部分は令和6年の実績を用いて計算するんですけれども、所得税部分が令和6年の推計値ですね、具体的には令和5年の所得税を用いて算定して、給付をしたというものになってございます。

このことから、図解でいうと、右側のほうになるんですけれども、令和6年の所得税が確定した後、当初給付したものと出さなきゃいけない金額との間で不足が生じる方というのが一定生じるといったところがありまして、当該者に対して差額分、絵でいうと真ん中のところになりますけれども、不足分について給付を行うものでございます。

(2)の給付対象及び給付額についてでございます。

まず、アの不足額給付Ⅰとしまして、先ほど御説明いたしました差額について、過去の税情報からの推計にはなりますが、約8,900名の方を対象に給付を行います。

また、イの不足額給付Ⅱとして、これは国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置といったところで、今まで課税世帯のうち、収入は非課税相当であるんですけれども、税制上扶養に取ることができないということから、いずれの給金にも該当していなかった方、税制上の狭間といいますか、そういった方々、想定約2,500名の方に対して4万円を給付するものでございます。

(3)の支給方法についてでございます。

アとして、不足額給付Ⅰのうち、直近の給付金で振込口座等区が把握している方には、プッシュ方式にて、その方に関しては、確認書方式という形で実施をいたします。

次ページに行きまして、周知方法のところでございます。

7月10日の区報をはじめとしまして、ホームページ、SNS等で周知を行ってまいります。スケジュールについてでございますけれども、7月中旬に支給のお知らせ、確認書発送して、8月中旬から支給の開始を行ってまいります。10月末が申請期限となっております。

次に、項番2、参考としまして、令和6年度に実施した給付金の支給状況についてまとめてございます。

支給状況については、表のとおりとなっております。

本件に係る御報告は以上になります。

○松丸委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項1「文京区共通デジタル商品券発行事業補助の実施等について」の質疑に入りたいと思います。

質問のある方、いらっしゃいますか。

では、松平委員。

○松平委員 おはようございます。

御報告いただきまして、ありがとうございます。

資料第1号、デジタル商品券の発行について、御質問させていただきます。

区民の方からも非常に毎年好評のPayPayのキャッシュレスのキャンペーンですけれども、今回は少し形を変えて、また区商連が行う事業に対して区として補助するという御報告をいただきました。

先ほど、今までのPayPayのキャッシュバックのポイント還元が、6割が区外在住の方に流出をしているという御報告がありましたけれども、一方で、このキャンペーン期間中に、ふだんは区内でお買物をしないけれども、キャンペーンをやっているから文京区の商店街で買物をしようということで、ある意味、外資を入れることができていたという側面もあったかと思うので、確かに流出は流出ではありますけれども、区内商店を活性化するという部分においては、一定の効果もあったのではないかなと思います。

ただ、やはり、区内在住者優先でやっていったほうがいいというのも当然理解できますので、今回デジタル商品券という形で、区内在住者を優先で、区内の商店で、区内で経済を回していくという形に切り替えたのかなというふうに思います。

他区を見ると、私もほかの区をちょっと確認したところでは、目黒区とか足立区は、うちと同じような、これまでのプレミアム商品券の、要はデジタル版ということで今年度行うと

いうふうに聞いておりますけれども、ただ、自治体と商店街の判断かと思うんですが、ポイント還元を今年度も継続するという自治体もあります。杉並とかは今、5月16日から15%のポイント還元で、PayPayやっておりますし、大田区とか練馬区も、このポイント還元ということで行うというふうに聞いています。

恐らくメリット、デメリットがある中で、各区が判断しているのかなというふうに思うんですけれども、先ほど区商連さんとの打合せをする中で、こういった第1弾、第2弾という形でやられたと思うんですが、そのあたり、いや、デジタル商品券じゃなくて、やっぱりPayPayのほうがいいよみたいな、そういう意見もある中で、今回のところに落ち着いたのか、そのあたりの切替えを——切替えという言い方はあれですけれども、ポイント還元からデジタル商品券発行に変えた背景をもう少し詳しく教えていただければありがたいなというふうに思います。まず、お伺いします。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 デジタル商品券に今回切替えを行っていくに当たっては、区商連ともまさにそういった議論をいろいろと取り交わしたといったところがございます。既存のキャッシュレス決済事業者の取組の中では、まさに使い勝手という意味では非常に利便性が高く、区外の方々もまさにすぐに使えるといったところがある。

ただ一方で、今回、事業者のほうからいろいろ情報ももらって、それこそ区の利用者ですね、区内在住の利用者がどれくらいか、区外に流出しているポイントがどれくらいなのかという議論をしていく中で、やはり恒常的に持続性を持って商店街を支援していくと、公金を充てていく中での重要性のところ、持続性を持った商店街支援をしていくといったところは、商店街とも話し合いをしながら、それがやはり重要だと。区の中でポイントを循環させて、区内の商店でそれを消費していくというか、活性化していくといったところが重要だという形でまとまりまして、今回、導入としては、デジタル商品券に切り替わったという経緯がございます。

区商連との議論の中では、様々な、そういう意味では意見交換がございまして、大きくとして、やはり3つほどございました。1つは、利用の対象の方ですね、区内在住者という形でまさに限定していくのか。やはり、先ほどのお話じゃないですけれども、区外の方々が非常に使っていただいているというところもあるので、お客さんとしても非常に重要だというところもありますので、それをどのように取り込んでいくのか。それが今回でいうと第1弾、第2弾みたいな切り分けになるんですけれども、そういう形でやっていくというところで、

双方に企画を練っていったといったところや、あとはプレミアム率の話ですね、率を何%にしようかといったところ、令和6年度は20%という形で実施をいたしました。今回、商品券という形で切り替えて、購入の手続とか、若干手間が新たに加わってしまうというところがあるので、それはやはりプレミアム率を30%という形にして、引きをできるだけ高めて、お客さんに買っていただく、それを頑張っていこうというところで、プレミアム率を決定していくといったところや、あとは、参加店舗さんや、あと実際事業に参加していただく区民の方々であったりとか、そういったところの説明も丁寧にやっていかななくてはならないといったところを区商連との議論の中では深めていったという経緯がございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほど利用者さんの負担も増えてくるというお話もありました。確かにその1万円分が1万3,000円の1口を購入するに当たって、この人が区民なのか、区民じゃないのかというのを確認していく手続が入ってくるということなんだと思うんですけども、そのあたり区商連側の店舗さんの負担としては、今まではPayPayのQRコードがあれば、どんどん、区民だろうが区外だろうが関係なく来て、ピッとやって、勝手に還元されていくという形かと思いますが、今回、このデジタル商品券の発行事業において、店舗、商店街側の負担というのは、例えば何か店側のレジを含めて変わってくるところがあるのか、そのあたりの店舗側の負担に関してどういう変化があるのかをお伺いしたいと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今回の切替えに当たって、店舗側の負担ですけれども、基本的には、今までの使い勝手と同じ形になりますので、店舗でお支払いするときにQRを読めば、そこから、今回ではA券、B券というような形で商品券が設定されているんですけども、自動で引かれていく形になりますので、その負担というのは、店舗側もないという形になります。

先行している自治体にもちょっと意見というか、どういう状況ですかというのを聞いたときに、店舗側のほうの負担というのは、やはりそこまでない状況にはなっておりますので、そこに関しては、一定クリアできているかなと。

とはいえ、やはり制度が切り替わるという形になりますので、お客様からの問合せであったり、それは区商連のほう、あるいは区のほうとかにおつなぎいただくようなところは出てくると思いますので、まさにその使い勝手のところであったり、どういう形で切り替わったかというのは、店舗の方々にも御協力をいただきながら、しっかり区民の方にもお伝えして

いく必要があるかなというふうに考えてございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。そうすると、店舗側は、来て、A券、B券、1万3,000円分の中で、A券が9,000円、B券が4,000円という中で、ある意味、勝手に引かれていって上限に達したら、店側で何かお断りするとか、そういうことは一切なく、QRの中で、システム上の中でできるということかと理解をいたしました。ありがとうございます。

これまで、キャッシュレス決済ポイント還元事業ですと、第1弾、第2弾で、大型店舗と区内商店を分けて実施する必要がありましたが、それが今回こういったデジタル商品券をすることで、同時期に行うことができるというのは、非常に利便性も高まり、より分かりやすくなるのかなというふうにも思います。

あと最後に、利用者さんのほうで、事前の区民なのかどうなのかということを確認するその手続の部分がやはり増えてくるといことが想定されます。

私でも結構いろいろ、最近スマホを使っていると目がしばしばしてくるところがあるんですけども、やはり御高齢の方、デジタルになかなか不慣れな世代の方に対する対応というのが、より一層必要になってくるのかなと思います。

先ほど御報告いただきましたときに、既に区民向けの個別相談窓口を開設するという話もありました。個別対応もしっかり行っていただくということかと思うんですけども、そのあたり、スマホにまだなかなか不慣れな世代にする支援を今まで以上に丁寧に対応していただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 区民の方々への説明といったところで、やはり高齢者の方々とか、まだまだスマホのアプリケーションの使い方とか難しいという面は十分に考えられるので、今回も説明会ですね、区民ひろばとか、あと経済課の中にも研修室があるんですけども、そういったところでアプリケーションの使い方、今回利用に当たっては、御本人確認というのをしていただく必要がアプリケーション上あるんですけども、その手続、あとは実際の申込み方法や購入の仕方といったところは、個別の説明会の中でしっかりお伝えをしていくことと、あとは、7月から11月にかけてなんですけれども、特別の相談窓口という形で、予約制という形で御案内する予定なんですけれども、事前に予約をしていただいて、そこで個別の相談を1個ずつ受けていくという特別の窓口も設置して、1件1件丁寧に対応していこうかなというふうに考えてございます。

あとは、先ほどのキャッシュレスのところで、店舗側の負担は基本的にはないというところなんですけど、お支払いの際に、最後、上限額を超えて支払いする場合は、チャージが例えばされてないと、ちょっとお支払いできませんみたいな形になってしまうので、その辺がやっぱり出てきてしまう。これは利用側のほうの話になっちゃうかもしれませんが、そういったところもやはり利用者の方にしっかり丁寧に説明しながらやっていく必要があるかなというふうに考えてございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。その個別の対応の説明自体は、どこでやる予定なんですか。それだけ最後にお伺いして終わります。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 個別の相談窓口は、経済課の窓口のところを一画、そういったスペースに切り替えて、経済課のスペースで受けていこうというふうに考えてございます。

○松丸委員長 よろしいですか。

（「いいです。はい」と言う人あり）

○松丸委員長 では、品田委員。

○品田委員 いつも関心を持って、このPayPayでずっと使っていたので、この話を最初にいただいたときは、えっ、せっかく慣れたのに変わるのというふうに第一印象はそう思いました。いろいろ御協議いただいてということなので、ただ、ちょっと区外に流出するので、抱え込もうというのは、いいような悪いようなで、逆に、例えば根津や千駄木のところは、台東区のお客さんもいらっしゃるし、あと地蔵通りさんもほとんど新宿の人が来たりもして、何をそんな差別するのみたいな、そういう不安も煽るようなのは、どこに不満が出るか、ちょっとやっぱりお店に、「文京区の人しか使えないの。私たちだって買物しているでしょう」みたいになったときに、ちょっとトラブルというか、慣れるまで大変かなというふうに思いました。

それで、先ほど松平委員のほうからの質問で大体分かったんです。やっぱり切替えの理由で、北区が昨年からやっていて実績があるようですので、そういう先行してやっている区の評価はどういうふうに聞いて、それを生かそうとしているのかが質問の1つ目。

それから、これを見ると、第1弾は区内なんですけど、抽選と書いてあると、えっ、抽選なのとか、あと本人確認をしなくちゃいけない。今、お話があったように、ちょっとハードルが高くなるのと、もうキャッシュレスのスマホの時代ですから、それは徐々に流れていか

なくてはいけないんですけれども、そういうふうに進捗していかななくてはいけないんですけれども、私もそんなに詳しくないので、やっぱり高齢者にとっては厳しいなというふうにも思いました。

それから、利用期間の変更は、前は11月ぐらいで、年末年始の期間だったんですけれども、今回はよく言う、商売のなかなか売れないニッパチ、2月・8月も入っていて、個人の商店などはそこで少し売上げが上がるということなので、そういう時期の変更もちょっと注目したいと思いますし、商店の振興にはつながるのかなというふうに思っています。

それから、予算は2億4,000万円ぐらいでしたかな、これはこれで何かいろいろ、窓口も開設したり、PRもしなくちゃいけないとなると、このPR経費はこれで大丈夫なのか、もっとかかりそうな気がしますし、PRにどのぐらいお金をかけて、この事業をやるのかというの、ちょっと課題だなというふうに思っていますが、最初にその辺をお願いします。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 何点か御質問いただきました。まず、他区の状況をどのように評価しているかというところがございます。実際、制度を実施するに当たって、他区にも情報共有というか、教えていただきながらという中で、先行している自治体では、やはり切り替えたときに、まず売上げという意味では売り切れていると。かなりの形で区民の方々にも御参加いただいて、商店街振興という意味でも、そこはまさに事業としてもしっかり成立しているというふうなお話をいただいております。

あとは、期間ですね。先ほど委員のほうからもありましたけれども、期間がやはり長く取れるといたところが非常にメリットがあって、短い期間だと、確かにその間でどんというのはあるんですけれども、常連さんというか、長い期間においてお客さんをつかんでいくといたところが、このキャンペーンに切り替えたことでできるというところが、店舗側のメリットとしてもやはりあるというところがありますので、その辺はやはり評価される部分というふうに考えております。

一方で、御指摘いただいたところ、ちょっと2点目の質問とも重なってきますけれども、先行している自治体でも、やはり本人確認のところであったり、制度切替えに当たっての説明が、やはり切替えにはなってしまうので、難しいというか、ハードルが高いといったところがありまして、先行自治体でも説明会とかそういったのはやりつつも、やはりそこは届かないところも一部出てきてしまうといったようなお声も聞いていますので、これは本区としても、先ほどちょっと申し上げましたが、9回ぐらい個別の大きい相談会みたいなものもち

よっと開きながら、7月からのやつは常設という形で窓口を設置する予定ですが、そういう形での対応を継続してやっていく必要があるかなというふうに考えてございます。

最後、予算のところでございますが、令和7年度当初予算ということであると、2億5,000万円弱ぐらいの当初予算が組まれておりまして、今回、事業スキームを組み立てていく中で、区民部の発行口数とかそういったところを増やしていきたいなど。そういったところもあって、最終的には予算枠としては3億円ほどの事業規模、補助を今考えているところでございます。

事務費の部分につきましては、そのうちの約6,000万円ぐらいが事務費という形で、今、想定をしているところでございます。

○松丸委員長 品田委員。

○品田委員 ありがとうございます。ちょっと口数の関係で、たしか昨年のベースで、区民利用が3万人から4万人ぐらいだというふうに伺っていたと思うんですけど、4万人が2口を一斉にあれば抽選になってしまう。抽選って、当選した人はいいいんだけど、抽選に漏れた人って、すごく恨むというか、これはこのことだけではないんでしょうけれども、何だよ、この事業とか、区民で税金いっぱい払っているのに、何だよみたいな、ちょっと不満を生むのではないかなというような心配をして、3万人だったら、2、3が6で、6万1,000ぐらいで、何とも読めない数字だと思うんですけども、6万1,000口にした理由をちょっともう一度お話してください。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 6年度の実績から鑑みて、おおむね区民の方の利用が約3万人から3万7,000人ぐらいあるのかなというふうに想定をしているところでございます。その中で、今回、前までのキャッシュレスポイントの還元というやり方からデジタル商品券というやり方にちょっと切替えを行ったので、それでやはり、なかなかそこまでしてキャンペーンに参加するという方も、減る可能性もあるかなと思っていて、一応、現状としては3万人ぐらいかという形で考えて、今回、その3万人が2口購入した場合の6万1,000ぐらいはという形で考えてございます。

ただ、それもあくまでも推測というか、そういったところになるので、実際購入される方々がそれこそ4万人とかもっと多くなったときには、お1人2口ではなくて、1口しか買えなかったという方も当然いらっしゃるかと思います。そうなった場合に、今回はこの事業スキームでという形になりますけれども、今後事業をやっていく中で、区商連とも協議の中、

口数を増やしていく形で検討していくのか、あるいは今回でいえばプレミアム率ですね、これをどう設定していくのか、その口数とプレミアム率との関係性といったところも考えながらやっていく必要があるかなというふうに考えておりますので、今後、まさに今年度の実績というか、売益であったり、その動向、そういったものを調べながら、次年度以降のところでも検討していく考え方かなというふうに思っております。

○松丸委員長 品田委員。

○品田委員 この物価高で、皆さん消費者はいろんな工夫をしながら家計を維持、守っていくと。多分、スマホを持っている家族は全員が参加する。3人も4人も参加する家族もあるし、高齢者で元々年金が少ないから1口だけしか買えないという、そういうふうな形になるのかなと想像しますが、なるべく区民や商店の皆さんの不満を少しでも少なくする形で運営していただきたい。

あと、去年は都のキャンペーンも利用して私もやったんですけども、ぜひそういうのと抱き合わせてできればいいかなと思っています。

以上です。

○松丸委員長 では、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。

先ほどから御質疑があるように、昨年までとは随分やり方が変わっているということで、今までは、ある種、店舗に行ってバーコード決済しさえすればポイントがつくというところで、もちろんその店舗が大型、それとも中小であったりとか、期間がどうかということで、当てが外れたりすることはなきにしもあらずとはいえ、何らかの形で還元がされて、事業としては成立するという事だと思っておりますけれども、今年から使う側も、アプリがまず本人登録されてないといけませんし、そこから申込みの手続きをして、さらにそれが1万円払った分で9,000円がA券になって、4,000円がB券になるということで、ちょっとやっぱり複雑なかなというふうには思っているんですけども。

それで、お尋ねしたいのは、A券、B券に振り分けられるということで、それぞれ使える店舗が違うということになるわけなんですけれども、そこら辺の何か使い残しが出てしまうリスクみたいなものもあるのかなとちょっと思ったんですが、それから今回の件に関しては、使用期限が設定されているということで、これに関しても使い残しが出てしまうとやっぱりユーザーとしてはもったいないなというところがあるんですけども、そこら辺の周知徹底をうまくしていただければなというふうに思っておりますので、そこら辺をどう考えているか

というのを改めて教えてください。

あと、この事業の規模感なんですけれども、基本的に区内の商店と区民でお金を回すというに変えたということで、事業の規模自体も若干縮小はされていると思います。で、過去はもちろん、コロナ禍なんかもあったりして、国や都なんかの補助金もあった時代もありますので、それに比べてだんだんと縮小してきたというところで、今回も単純に財政支出の面では縮小されているとは思いますが、今後の見通しについて、この規模感というか、こういう事業を今後もどのように続けていくかみたいな見通しがあれば、それを伺えればと思います。

商店街の振興ということに加えて、キャッシュレスの普及という目標があると思うので、そこら辺が一定目標に達するか否かによって、いろいろ事業の趣旨とか今後のどう続けていくかみたいなのところも変わってくると思うんですけれども、そこら辺の考え方をちょっと伺えればと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 1点目で御質問いただいた、まさに最後までポイントを使い切れないというか、使い残しのリスクですね。

スケジュールのところでは記載はさせていただいているんですが、本当に2月の終わりまでの期間という形になっておりますので、その間で付与されたポイントというか、買っていた商品券をしっかりと使っていただかないと、ある意味ポイントがなくなってしまうということになりますので、1月から2月にかけては、まさに御利用いただいている方々にそういったところ、使い忘れがないですよという周知をしっかりとやっていかなければならない。これが非常に、今回から新たに加わった重要な周知の部分かなというふうに考えてございます。なので、その部分は徹底をしてやっていく必要があるといったところと、あとは、将来的な見通し、今後の事業の展開といったところでございます。

キャッシュレス決済の目標といたしますか、そういったところでございますけれども、東京都のほうで調査・アンケートという形でやっていて、都内のキャッシュレス決済の状況というのを見たときに、たしか決済の中の6割ぐらいがもうキャッシュレスに移行しているというような調査報告が都内の中では出ていたというふうに記憶してございます。

これが、東京都が当初設定した目標を2年間、たしか前倒しぐらいで、もう達成できているという状況なので、設定自体としては、都としてもその目的は一定クリアできている状況というふうに認識はしてございます。

ただ一方で、世界で見たときにといいますか、日本のキャッシュレス決済の状況というのは、まだまだそこまで至っていないといったところがございますので、引き続きこのキャッシュレス決済といったものは推進していく必要があるかなというふうに考えてございます。

ただ、まだキャッシュレス決済や、物価の話、そういった景気動向であったり、世界情勢といった、そういったところもありますけれども、商店街の振興という意味では、これに関しては、そういったところ、当然、関係はしつつも、継続して区としても支援をしていかなければならない。

このキャッシュレス決済のデジタル商品券事業ですね、ずっとやってきた中で、やはり商店街の活性化という意味で非常に寄与しておりまして、商店街の加入店舗数であったりとか、これをきっかけに商店街が新たに蘇生されたりとか、そういった動きなども報告として上がってきているところもございますので、引き続き、区商連といろいろ議論をしながらという形にはなりますが、事業としても考えていきたいというふうに思っております。

○松丸委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。説明はよく分かりました。

で、今回、新しい事業で始まったということで、今年度中に、年度いっぱいやるのでちょっと難しい可能性もあるんですけど、どこかの段階でまた何かしら売行き等々報告をいただけたらありがたいなと思っておりますけれども、何か御予定ございますでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 具体的な御報告等は、現時点では特段考えてはいなかったんですが、ただ、アプリ上というか、そういった中で、売行き状況であったり、当然、今回の事業、売れなくては意味がないというか、売れなくては経済効果としても見えてこないといったところが、事業の意義としても生まれてこないといったところがございますので、そのところはしっかり区としても売っていく努力というか、それを区商連と共に周知啓発していこうというふうに考えてございます。

○松丸委員長 よろしいですか。

（「関連で」と言う人あり）

○松丸委員長 では、石沢委員。

○石沢委員 今回からデジタル商品券ということで切り替えるということで、それについては、キャッシュレス決済の事業者からもいろんな報告とかデータをもらって、今回こういう形でデジタル商品券にも切り替えたということでのお話がありまして、それで私、ちょっとその

報告のところで聞きたいのが、このキャッシュレス利用者の年代別に、今回、事業をやって、例えば10代、20代、30代でどういう利用率になっているのかというのちょっと御報告いただきたいというふうに思います。

それで、この利用率、実際いろいろ報告としては上がってきていると思うんですけども、こういう利用率については、どういうふうに区として分析をされているのかということについても、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 利用率の状況でございますけれども、従来から10ごとに区切って、70以上とった区分で、データとしてはありまして、第1弾、第2弾の平均という形になりますけれども、10代が2.0%、20代が23.5%、30代が22.2%、40代が22.7%、50代が19.4%、60代が8.1%、70歳以上のところが2.3%という形になってございます。

分析としましては、やはり20代から50代までのところが20%ぐらいずつの区分で、この中でおおむね全体の利用の8割ぐらいを占めておりまして、その次が60代の方で10%弱というところ、残りの数%といったところを10代と70代以上のところで御利用いただいているというところで考えてございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう傾向があるということで、50代までが、9割近くはやっぱり利用されているというふうに思うんですね。それで、私、この結果をどういうふうに検証されているのかということもちょっと併せてお伺いしたいなというふうには思っていて、検証も御答弁いただきたいなと思うんですけども、90%近いというふうになりますと、去年に実施した令和6年のキャッシュレスポイント決済の事業のポイント還元の金額が3億4,000万円だとして、大体3,400万円くらいが60代以上の方のポイントになっているけれど、3億近くはそれ以下のところに還元されているという点では、ちょっと不公平感ではないですけども、でもちょっとそういうふうに感じてしまう場合もやっぱりあるんじゃないかなというふうには私、思うんですね。ですから、このあたりのことについては、どのように区として分析をされているのかというのもちろん聞いておきたいなというふうに思うんです。

それで、こうした、なかなかそういう恩恵が行っていない60代以上の方々に対する対策ですね、これどういうふうに区として、今回デジタル商品券をやるに当たって、取ろうとしているのかと。先ほど説明会を9回やるという話がありましたけれども、それで十分なのかというの、私、ちょっとよく分からないんですけども、そのあたりの対策をどのように考

えているのかも併せてお伺いしたいと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 失礼いたしました。区としての検証といったところでございますが、委員から御指摘いただいたように、この利用の状況といいますか、それを見たときに、高齢者の方々の利用率というのが低い状況にあるといったところは認識をしております。

この事業をスタートしたときから、従前のキャッシュレスのときからという形になりますけれども、スマホを使ったQRコードの決済事業といったところが、いわゆるデジタルペイダのところの対応として、非常に高齢者の方々の入っていくところの一つのハードルになるのではないかと。そのところを説明会であったり、アプリケーションの説明というのは、従前からずっと取り組んではきたといったところではございます。

東京都の先ほどのデジタル決済のアンケートの中で、ちょっと気になるなというふうに思っている数字のところ、今回、東京都が目標達成できたといったところがあったんですけども、その中で顕著だったのが、年代別で70歳以上のキャッシュレス決済をする方の率が増えつつあるというようなのが東京都のアンケートの中でも出ておまして、やはりそういった小さな取組といいますか、当該事業もそうですけれども、説明会であったりとか個別の相談、そういったものを通じながら、一つ一つ利用の幅を広げていく必要があるのかなというふうには考えてございます。

今年度は、ちょっと繰り返しになってしまって恐縮ですが、区民ひろばであったり、研修室であったり、そういったところでの説明会ですね、そういったものをやりつつ、常設の窓口も設置してまいりますので、そういった中で丁寧に1個ずつ対応していきたいというふうに考えてございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 確かにキャッシュレスが普及していて、高齢者の方々の利用率、東京都全体の決済率というんですかね、が上がっているというのは、私もそういう数字は見たことはありますが、区が行ったキャッシュレスポイント還元事業の実態としては、60代以上の方々の利用率が1割くらいしかなくてないというのは、この間5年くらい多分やってきていますよね、この事業ね、そういう中でこういう状況になっているというのは、かなり課題がまだ残っているということだと思うんですね。だから、やっぱりここについては対策が必要だと。届いてないわけですから、こういうところに対する対策というのが私、求められていると思います。

それで、私たち、取り組んだ区民アンケート、この間ちょっと取り組んでいるんですけれ

ども、その解答の中でも、こういう意見が寄せられているんですね。これ、80代以上の年金生活者の方なんですけれども、スマホがないと不便なことだけだと。役所からの説明なども、希望する人には紙でできるようにと。キャッシュレスの生活は私にはなじみず、精神的にも参ってしまいますというような、こういう率直な意見も寄せられておまして、だから、これまで従前言っていますけれど、紙の商品券というの、こういうのを見るとやっぱり必要なんじゃないかなというふうには私、思うんですね。

今回の事業者からのいろんな年代別の利用の報告なんかも上がって、こういう紙での商品券発行というのは、今回検討したのかどうかということもちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それとあと、先ほど本人確認が必要だということで、区内在住ということを証明するには、当然区内に在住してないといけませんから、本人確認が必要だというふうに思うんですね。それで、私もPayPayの本人確認のホームページを見ましたら、結構いろんな手順というか、最初に本人確認書類であるマイナンバーカードとか運転免許証とかそういうのを撮影して、いろんな手順があって、なかなかこれ大変そうだなというふうには思うんですね。だから、こういうところもやっぱりハードルにはなってくるかなというふうには思うので、このあたりのことについては、丁寧な説明をされると思うんですけども、なかなかそこがハードルだなというふうに私も感じていて、課長さんからもそういう答弁があったんですけども、そこをどういうふうにクリアしていくのかということ。

あとそれから、本人確認書類で、運転免許証とマイナンバーカードは必要だと、どちらかは必要だということで書かれていて、あと、何か免許確認書ですかね、運転免許、何だ、証明書か、というのが必要だということも書かれていたんですけども、実際そうなのかということ。

あとそれから、これ、ない人はどうするんでしょうかというの、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、紙の商品券のところでございますけれども、区商連ともまさに、毎年議論する中で、紙の商品券について、御意見としては承っているところもありますので、どうかというお話はする中で、やっぱり印刷であったりとか発送のところですね、そういった事務的な負担というのが、今回、事業としても通年通じた事業になるので、区商連としての事務負担も増える部分がございます、なかなかやはり導入していくための事務的なコスト

が大きく、現状のデジタル商品券の事業でといったところで、議論としてはなっているような形ではございます。

2点目の本人確認のところでございます。委員の御指摘どおりですし、私もそこは課題というふうに認識をしておりますので、やはり本人確認をする際のアプローチの仕方、しっかりと個別の説明、1件1件丁寧に対応していかなければいけないのかなというふうに認識しているところでございます。

本人確認の必要な書類は、今、委員のほうからお話があったとおり、運転免許証とマイナンバーカードと、あと運転の経歴の証明書ですかね、過去に運転免許証を持っていたという証明書、そういったところで確認をできるという形になりますので、逆に言えば、確かにそれらの書類がない場合は、都がアプリケーションの中での本人確認ができないという形になってございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうですね、本人確認書類がない人もいると思うんですよね、このPayPayが言う。だから、これどう対策を取られるのかなというのちょっと聞いておきたいなと思います。やっぱりなければ利用できないわけですから、では窓口でどうするのというふうに言われたら、そこはどういうふうにやられるのかというのをちょっとちゃんとお伺いしておきたいなというふうに思います。

それから、9回説明会をやると。ここの区民ひろばと、あと経済課の窓口でやられるということなんですけれども、この説明会も、結構前半は暑い盛り的时候になっていて、それから、先ほど御答弁いただいたように、やっぱり高齢者の方々に届いていないということになってきますと、そういう方々が、では区役所まで来るというのも、なかなかハードルが高いのかなというふうには思います。

だから、やっぱりそういう届いていない、そういう高齢者の方々が行きやすくなるような、そういう説明会の開催の工夫というのも必要かなというふうに思うんですけれども、それが経済課の窓口だとか区民ひろばだと、やっぱりちょっと不十分なんじゃないかなというふうにも私、思うんですけれども、そのあたりは、改善というか、もっと地域活動センターでやるとか、あといろんな商店街、区内にたくさんありますけれども、そういうところとかで、例えばどこか場所を借りて窓口をつくるとか、そういうことも何か必要なんじゃないかなというふうには私なんかは思うんですけれども、そういったことはどうでしょう、検討していただけますでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、1点目の本人確認書類とかない場合ですね、それに関しては、現状は、このアプリケーション上は残念ながら参加ができないという形になってまいりますので、この部分は、当該スキームの中では残念ながら事業自体に参加できないという御説明になってまいります。

また、区民向けの説明会のところですね、区内の商店の中でも、まさに説明の場であったりスペースであったり協力できないかといったところは、区商連ともちょっと話をして、何かそういったことできませんかねというのは、調整はしたところではあるんですけども、なかなか本人確認の際に、やはり運転免許証であったりとか、マイナンバーカードであったりとか、そういう本人確認の個人情報を取り扱うようなところで、店舗の中のスペースでというのなかなか厳しいという現状もありまして、やはり店舗側のところでの協力というのは、あと人の問題ですね、ところもあって、難しいというようところがございました。

区の中での説明というのは、一定、確かに検討の、地域活動センターであったりとか、そういうところの検討は、今後としてもあり得るかなというふうには思っておりますので、今年度、説明会は、区民ひろば、あと経済課といったところで検討はしてございますけれども、今後の中で、そういった説明会の開催のニーズですね、各地域におけるニーズ、そういったところも捉えながら検討はしていきたいなというふうには思っております。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 デジタルのこういう商品券は、利便性も高いし、私もQRコードで結構決済もするので、非常に利便性がある、いいなというふうには思っていて、私も利用するんですけども、ただ、やっぱり利用してない方とか利用できない方とか、そういうところを取り残すというのは、自治体がやるこういう補助事業とか——区商連がやっていることに補助を出すということですけども、そういう取組としては、やっぱり課題を残しているんじゃないかなというふうには思うんですね。

ですから、そういったところも取り残さないような対策というのをぜひ取っていただきたいなというふうに思いますし、そういう意味では、紙の商品券というのは、誰でも買えるものなんじゃないかなというふうに思うので、ぜひそういうのも引き続き検討してやっていただきたいなというふうに思うので、重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○松丸委員長 では、沢田委員。

○沢田委員 先ほどの依田委員の質問に若干関連してなんですけど、その御答弁の中で、商店会の加盟店舗数アップを目的というか、趣旨だというお話があったんですけど、今回も商品券の利用対象が、区商連加盟商店会の店舗に限定をされているということなんですけど、一方では、区内には未加盟の商店もたくさんありますよね。PayPayのポイント還元ของときも、同じ問題があったと思うんですけど、ただ、気になっているのは、PayPayは、私たち利用者が何もしなくても勝手に還元してくれましたよね。要は、知らない間に還元の恩恵を受けられた人もいたわけです。要は、PayPayのときは、加盟店と未加盟店の違いがそれほど顕在化しなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

（「未加盟店はポイントが……」「で、どうしたらよくなるの」と言う人あり）

○沢田委員 そのポイント還元を受けるときにですね。

（「それでどうしたらいいのかという……」と言う人あり）

○沢田委員 ちょっと続けますね。誤解があるかもしれないですけど。要は、今回は、加盟店と未加盟店がそもそもその商品券が使える使えないというところで、事前に振り分けられてしまうんじゃないかという危惧があるんです。要は、これまでよりも未加盟店への配慮が必要になるんじゃないかと。いかがでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 従前のキャッシュレス決済のポイント還元事業の際も、当該事業に参加している店舗というのは、よく周知啓発というか、ポスターで、うちでキャンペーンに参加しているので、お支払いいただければ還元がありますよというポスター掲示等をしておりますので、あとは、アプリケーション上でもその対象店舗というのは分かるような形になってございましたので、今回の事業スキームと従前の事業スキームの中で、そこはそこまで変わりがなくというか、当然、キャンペーンに参加している店舗は、事前にここは参加しているんだというのは分かりますし、参加してない店舗は、この店舗はやってないんだというのが分かるような形にはなっております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんです。ただ、今申し上げた、要は、行って使ってみたら、あ、実は今回ポイント還元の対象だったんだみたいな人も少なからずいたと思うんですよ、PayPayのときは。でも、今回はそれがありませんよね。要は、商品券は使う目的でお店を訪れることになると思うんです。違いますか。

（「そう……」と言う人あり）

○沢田委員 いや、要は、その違いが、これPayPayのときも私ちょっと気になっていたんですけど、加盟店と未加盟店の違いをあまり強調、顕在化しないほうがいいんじゃないかと思っています。要は、加盟店アップは区としても重要な課題なんですけど、そのために地域の店舗のですよ……。

（「また社会の分断ですよと……」と言う人あり）

○沢田委員 そのとおりです。分断につながるリスクがあるんじゃないかという話なんです。今、ちょっと御発言のあったとおり。要は、地域経済の多様性を損なう方向に行かないように配慮はいただきたいという話なんです。商店会に加盟することで、このデジタル商品券の恩恵が受けられますという、そのインセンティブとしてあまり強調し過ぎないほうがいいんじゃないかと思ったわけですが、いかがでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 委員のほうから今、御指摘のあった、確かに今回の事業スキームだと、何気に店舗に行って使ったらポイントがついていたというのも、従前はあったという形で、確かに購入する手間というか、購入をして意識的に商品券を使うという事業スキームになるので、その違いというのはまさにあるかなというふうには認識しております。

ただ、当該事業につきましては、区商連の事業という形になっていて、商店街というのは、区としてもまさに、今後の活躍というか、商店街振興は支援していかなければならない。商店街の活性化というのは、地域にとって非常に魅力の一部という形になりますので、まちの回遊性も生みますし、そこから経済の振興という意味でも非常に寄与するものというふうに考えております。当該事業も、商店街振興という事業の位置付けの中で実施をしているものになりますので、当該事業については、商店街の活性化のためにという形で補助を行っているものでございます。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 そこまでも理解しているつもりではあったんですが、繰り返しになってしまいますけど、これを商店街振興の要にするのは違うんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その加盟店アップは、経済的なインセンティブとかほかの方法もあると思うんですよね。分断を招かない、につながらない、リスクのない方法もあると思いますので、それも併せて今後も御検討いただければと思います。

以上です。

○松丸委員長 以上で、質疑を終わりたいと思います。

続きまして、報告事項2「区内店舗支援事業の実施等について」の質疑に入りたいと思います。

質問のある方、いらっしゃいますか。

では、関川委員。

○関川委員 すみません、座ったままで、お願いします。

○松丸委員長 はい。

○関川委員 この事業は、コロナの頃から、令和3年の頃から始まったと思いますけれども、まちの商店の方に聞きますと、この事業は、先進的だということで、最初の年に、他区ではやってないということでは言われたんですけども、今回、ガソリンや物価高騰に対するものというのは、今回からあれでしたっけね、一番最初、物品のおまけをつけたりした場合にということで、令和3年に、1、アの事業が始まったと思いますが、今回、ガソリン代とか物価高騰に対する対策というのが、本当に今、喫緊の課題で大事だなというふうに思うのと、それから、5万円の環境に対する施策も今回入れたというのは、どういう背景があつてでしょうか。

物価高騰に対するものについては、もう本当に多くの商店や区民の皆さんが望んでいることだというふうに思うんですが、それは当たり前かなというふうに思いますけれども、5万円のところの施策というのは、どういう観点からそれが入ったのかというのを教えていただければと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 がんばるお店応援キャンペーンについては、令和3年から、委員のお話のとおりありまして、燃料費ですね、原材料や電力・ガスといったところの助成というのは、スタートとしては、令和4年度のときから補助という形で実施をしているような状況でございます。

先ほどお話のありましたエシカルの要素につきましては、令和6年からで、合理的配慮というのが、まさに今年度、令和7年からという形でスタートしているところでございます。

令和6、令和7で、これがいわゆる、この資料の中でいうと社会的課題に対する取組に係る経費といったところになりますけれども、物価高騰の対応といったところを主に捉えつつも、社会的な魅力を、いわゆる店舗における魅力をどう伝えていくかといったところが、この事業の一つの目的としているところでございますので、特に合理的配慮については、令和

6年のときに法改正等がございまして、事業所のほうでも、合理的配慮を義務という形でやらなくてはいけない。それをどのように伝えていくか。1つでもそういった取組を進める一助になればといったところを鑑みて、令和7年度から事業の中に組み込んで実施をしているものでございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 社会的配慮については、令和6年に法改正があったということですが、どのような法改正で、この事業を取り入れたのかどうかと。どうですか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 障害者差別解消法の改正という形になりますけれども、その中で合理的配慮の提供というのが、それまでは努力義務という形であったんですが、事業所に対しても義務という形が変わった。これが今回の合理的配慮を入れた経緯の一つという形になってございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。法改正が行われて、障害者の方々にもこういうところの分野に施策として反映されたということは、よかったなというふうに思っています。

それから、原材料と電力・ガスの補助金でも10万円というのは、これ金額が今回も変わってないというふうに思うんですが、今、米代高騰、それからガソリンも上がっている、電気・ガス等が上がっている中で、もうちょっと金額的にはアップできなかったのかどうかということ。

それから、実績については、令和6年についての実績が出ていますけれども、コロナの頃から3年から3、4、5、6と4年間やっていて、6年の実績、その前の実績はどのような実績になっているのか。

で、6年のを見ると、この1の資料のところに商店の数が書いてありますけど、個人商店も含めて小規模店舗のところは1,006店舗となっていますけど、この事業の実績はその半分で、金額も1億5,000万円というふうになっていますけれども、この商店の数から見ると、やっぱりこういう事業をもっと広げていくことが数的に大事なんだというふうに思うんですが、数が増えたとこの金額も上がると思いますが、これは、東京都のほうからは半分助成がこの事業には出ているということなんでしょうか。それらについて、お願いします。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、当該事業に関しては、原材料費のところですね、10万円という形にな

ってございます。これが過去のところだと、昨年度は原材料と電力・ガス、この社会的課題というのが項目としてはなかったの、原材料、電力・ガスという形で15万円といったところを、内訳を作って10万円と5万円と。総額としては変わらずという形でございます。

予算に関しては、予算の範囲内といったところがございまして、一応、今回この補助内容という形で整備をさせていただいているというところでございます。

実績でございまして、手元のところでいいますと、令和6年は下に書いていますね、571件で1億5,000万円とございます。過去のところで、令和5年だと653件補助を行っておりまして、金額としては1億7,600万円、令和4年が454件で額としては1億円、令和3年は334件、金額としては2,900万円ぐらいという形になっておりまして、当然、内容が少し年度、年度で変わっているの、一概に比較はできないところではございますけれども、実績としてはそのような状況でございます。

今、お話のあったキャッシュレス決済の昨年のいわゆる参加店舗数のところと、このがんばるお店応援キャンペーンのところの店舗数といったところ、確かに数字として店舗数の差はありますので、当然、補助の内容であったり、スキームがそもそも異なるので、なかなか比較しづらい部分ではあります。一方で、令和6年、令和5年のところの参加店舗の数を見たときに、やはり参加店舗数が減少しているといったところは、昨年の議会の中での議論でもあって、いわゆるエシカルといったところの言葉が、参入に当たって結構ハードルになっているのではないかという御意見等もありましたので、今回も周知の部分は、例えばチラシを本当に簡便な言葉で、文字数をできるだけ減らして、伝わりやすくするような工夫をしながら、参加店舗のハードルを下げるといふ努力をしながら、周知を図ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

あと、財政的な支援で東京都のほうからの補助というのは、当該事業においては形になりますので、区の自主財源という形になってございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。やっぱりこういう事業、地味な事業だと思うので、あまり知られてない、地味——あ、ガソリン代の補助、電気代の補助等は地味じゃないけど、ほかの物品におまけをつけて云々って始まったときは、ちょっと地味な事業だなと思ったものですから。で、ガソリン代とかそういうのも加わって、分かりやすくなったかなと思いますけど、それでも、最初の571件から一旦653件になって、その後は減ってってというようなことでは、やっぱり商店を助けるというところの基本がどうかというふう思うのと、東

京都なんかにも補助金をもっとお願いして、よく都が補助すると文京区も半分という予算の組み方をしていますけれども、やっぱり物価高騰の今このときには、もっとこれ金額、最初よりも、2,900万円のときも、途中であったのに比べて、6年は1億超えるということで、増えてはいるんですけど、やっぱり抜本的に、この不況のときに増やしていくことが大事だなというふうに思うんです。

商店の中には、いわゆる数が減っちゃって、街路灯の維持もできない商店が、東大前ですけど、できないようなそういうところも生まれている中で、こういう文京区が先進的につくり出したこういう施策については、もっとキャンペーンを広げて、予算的にも東京都に頼むとかして、もっと数を増やしていくべきだというふうに思いますので、お願いをします。

以上です。

○松丸委員長 では次、市村委員。

○市村委員 区内店舗支援事業ということで、令和7年度、区内店舗支援事業を実施していたでいて、ありがとうございます。

先ほど課長から言ったとおり、令和3年より、コロナ禍後からですね、がんばるお店キャンペーンということで、令和7年度ということでございます。当時は、コロナ禍後は、国や東京都から補助金がたくさん、たしか出ていたと思うんですが、それに伴って補助対象も、今回はアとイと示されているとおりですが、その他たくさんあったかと思いますが、今回、独自で文京区がやっていただいたということは、とても評価したいなと思っているところでございます。

その中で、あと、一応、自分の住んでいるのは本駒込なんですけど、ホームページを見ますと、白山・千石・本駒込というところをあれしますと、店舗がばっと出てきますよね。先ほど見させていただいて、地域別になっているということで、私がよく通う店はどうなのかなと、さっき思ったんですね。それで、ちょこちょこ行くお店を見たのが、結局、商品割引、サービス提供に係る経費、15万円ということで、恐らく、例えばお昼のランチ、200円、300円値引きして、店舗にもよるんでしょうけど、1日50人来たとすると、200円、まあ300円でいいか、300円で1万5,000円、そうすると10日間で、15万円もう終わっちゃいますね。そうになると、それが悪いというわけじゃないんですけど、なかなか、15万円という、1か月のうちに10日間で、キャンペーンやったけど、10日間で終わっちゃいましたというようなことが多分あるんじゃないかなと予想します。

一方、原材料購入費というのは、お客さんには全く関係なくて、お店が経費がかからなく

なるわけだから、これはこれで、15万円というのは、要するに申請してやっているんだと思うんですけど、だから、商品割引はやらなくて、これイのほうの原材料だけやるというお店というのは、当然あると。ですから、大きなお店と本当の小さなお店というか、それによって変わってくるのかなと思うんですけど、その辺の割合というか、どの程度の規模のお店が応募してやっていただいているのかなというのをちょっと聞きたかったんですけど。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 当該キャンペーンにつきましては、この資料でいうところの真ん中辺りに表にしておりますけれども、いわゆる商品の割引やサービス品の提供に係るところの割引であったりとか、あとは原材料等購入、これを併せて申請という形になるので、どちらか一つということではなくて、両方というところにはなってくる形ですね。

その申請いただいている店舗の状況でございますけれども、やはり小さい店舗が多いような、具体的に何か数字を取ったとかではないんですが、窓口で相談を受けている職員のほうからの話を聞く限りにおいては、やはり小さい店舗がかなり御利用いただいている状況かなというふうに感じております。

令和6年度の実績のところでも申し上げますと、飲食店が288件申請という形で来ておりますので、飲食店、あと小売が183件、サービスが102件という形で申請では来ているような状況ですので、中心となっているのは、やはり飲食、小売といったサービス、そういったところがあるのかなというふうに認識しております。

○松丸委員長 市村委員。

○市村委員 分かりました。私は何か飲食店しか頭になくて、今、御説明いただいて理解させていただきました。補助対象、アとイと両方セットでということなので、やはり限られちゃうお店も、ちょっと難しいなというお店もあるのかなと思いました。でも、こうやって区が独自に、引き続き区内の店舗の支援をしていただいているということには、とても感謝申し上げますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○松丸委員長 品田委員。

○品田委員 令和3年からやっていただいているということ。コロナ禍もあったということでも、まずは、この事業によって、経済効果がどれだけ上がったのかという実績をまず、3年からやっているのですから、つまり、いつもよりも、このキャンペーンをすることによってお客さんがたくさん来たとか、いつも買わない人が来てくれていたとか、何かそういう御報告は受けてないような気がしますので、それをまず ください。

それから、社会的課題に対する取組に係る経費ということで、5万円が今回から、で、障害者アートとかそういうことだと、もうちょっと詳しく教えてください。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 当該事業の経済効果のところでございますけれども、従前からやっておりますキャッシュレス決済のような形の経済効果といったところの数字は、残念ながら当該事業の中では出てきてはいないというか、なかなか把握できない部分ではございます。ただ、各店舗のほうからの声というのは、やはり窓口等で聞いているところがありまして、実際、やはり物価高に関連してお声が多いかなという感じです。輸入食品とかを扱っていて、まさに物価高や円安ですね、そういった影響を受けている中で、この原材料の助成があるというのは非常にありがたいというようなお声をいただいたり、あと、去年はエシカルの取組をまさにやったんですけれども、そのエシカルの取組の中で、もともとサステナブルな商品なんかを扱っているところなどは、そういった周知とかそういったもので、この事業を使いながらできたといったような声もいただいておりますので、そういったところが、いわゆる店舗側のほうでの経済効果として一定出ているところかなというふうに認識をしております。

2点目の障害の合理的配慮のサービスのところでございます。

実際、この障害者アートの取組を今回のがんばるお店キャンペーンの中でやっていこうというところまで至った経緯の部分のところになってきますけれども、昨年3月末ぐらいに、障害者による文化芸術活動の推進についての連絡会というのがございまして、これがアカデミーと障害福祉課と経済課を含めて意見交換をするような、情報交換するような場が設けられたんですけれども、その中で、障害者アート、収益化といったところが非常に課題にあるというようなお話がございました。

その中で、収益化の一助といったところで、がんばるお店応援キャンペーンで合理的配慮という取組は当初考えておりましたので、その中でうまく組み込めないかというのを、その会議が終わった後になりますけれども、いろいろと障害福祉課とも調整をし、障害福祉課さんのほうで生活介護事業所さんなどとお話をさせていただいて、今回の事業スキームに何とか入れていくという形になった経緯でございます。

○松丸委員長 品田委員。

○品田委員 もちろん店舗への支援ですから、ただ、アのところにある商品割引とかそういうのがあると、消費者としても、ではちょっとこのときに、いつもよりちょっと多く買おうかなとか、そういう購買意欲が進むというか、私も、地元の商店でこれ前からやってくださっ

ているところは、ちょっとその時期は少し多めに買ったりとかしてもいるので、全く経済効果がないわけではないと思うし、また、原材料、電力・ガスも補助してくださるということですので、商店側は意欲が、区は私たちを助けてくれるんだなという思いがあって、商売に励んでいただけるのかなというふうに思う。

昨日ですか、東京都が夏の、これは一般家庭ですけど、水道料金、4か月分、基本料金をという形で、何かそういうのを聞くと、一般家庭にも、この生活苦というか、家計負担が大変なときに役所が助けてくれるんだなという思いで、ちょっとほっとするというか、うれしい思いがするので、やはりこの大変なときを、個人の負担だけじゃなくて、区も、また商店も助けてくださるんだという思いで、地元の商店を活用するというような、醸成につながったらいいなというふうに思っているの、また今後、商店、そして消費者もぜひ還元して下さるように、いろんな取組をしていただく。

障害者アートのほうは、せっかく、前は薬局さんで絵を飾ったりとかしてくださったというふうに思って、普通の商店、小売店でも、何かちょっとここに絵を飾りたいなとかいうときに、ぜひそういった形で提供いただけたらいいなと思っているの、広くPRしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、委員のほうから御指摘あったように、やはり購買意欲が上がっていく、経済効果が非常に生まれるといったところは、まさにおっしゃるとおりかなと。実際いただいた声の中でも、やっぱり消費者還元サービスが非常に好評で、利用していただいている住民の方に非常に喜んでもらえているんですという店舗のお声も上がってきていたので、その辺はまさに表れているところかなというふうに感じております。

あと、物価高のところについては、引き続き、現状も物価高が高止まっているといいますが、そういう状況になりますので、その経済動向は注視しながらやっていかなければならないかなと。

障害者アートの部分につきましては、今回、初めての取組なので、どのような形で、1件でも件数が上がればいいなとは思っているんですが、その動向を見守りつつ、結構、商店でそういった話題が出ているというか、この補助金を使うに当たって、合理的配慮ってどうなんだろうみたいな、こういうのは合理的配慮かなみたい議論が出ているので、そのことが数字として出なくともといいますか、一つとしていいのかなというふうに現状把握している

ところでございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 区内店舗でも本当に定着してきているキャンペーンかなというふうに思いますし、毎年、今年はやらないのという声ですとか、ちょっと来たんだけど、いろいろまたやってみただけで、ちょっと状況を教えてみたいな声があるほど定着してきて、非常に評価もあるキャンペーンかなというふうに思っておりますので、今年も実施していただけるということで、大変感謝をしたいと思います。

いろいろ議論があったので、重ならない点で、2点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

消費者還元サービスの15万円のところで、商品の割引が、恐らく今回からだと思うんですが、割引の上限が、販売価格の20%までという上限がついたかと思えます。例えばここに要綱の例に書いていますが、1,000円のお弁当が、割引が200円までということになったかと思えます。去年は、たしか上限1,000円までということをやっていたので、お店によってですけども、例えば1,000円のランチを思い切ってワンコインの500円のランチにしようとか、いつも650円で売っている生ビールをこの期間中だけ300円でやっていますとか、ハイボール500円を100円でやっていますみたいな形で、ある意味、目玉じゃないですけども、そういった形でこのキャンペーンを活用している店舗というのが、私の周りには多かったかなというふうに感じているところではあります。

確かに上限1,000円ということをやっていくと、例えば自転車屋さんとかだと、本当だったら5,000円割引とかやっていくことが、昨年度の1,000円の上限があることでできなかつたりするので、前は、私、そんな制限なかったんじゃないかと記憶しているんですけど、そういう、少しずつ頭打ちといいますか、去年は1,000円でやったと、そうすると今年20%ということになると、今まで目玉でやっていた例えば200円ハイボールとかが、ちょっとできなくなってしまうのかなというふうに思います。

サービス品を提供するという点に関しては、恐らく景品表示法等々いろいろあるのかもしれないけれども、これは致し方ないかと思うんですけど、その割引に関しては、20%というふうに決めた背景をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 割引に関して、まさに20%という形に今回なっておりますけれども、まさに委員がお話いただいたとおりといいますか、金額の高い商品を取り扱っている店舗といい

ますか、そういった単価が高いところが、この事業に関してやはり参入しにくい、ある意味、障壁にちょっとなっております、そういった高い単価で小売としてやっていくところが、1,000円という上限でやっておりましたので、そうなるメリットがある意味ないといえますか、そういったところから、参加店舗の幅を広げる、それに伴って利用されるお客さんの数を増やすという意味でも、そういった視点から、今回、見直しを行ったという形ではございます。

ただ、御指摘のとおり、小さいところでいうと、ハイボールであったりとかワンコインみたいなところのお話もあるかと思えます。ちょっとそれはある意味、こっちを立てればこっちをという形になってくるところではあるんですけども、店舗の声ですね、そういったものを引き続き聞きながら、この制度設計の中でどこまでできるかというのを検討していきたいというふうに考えてございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。今回からということなので、どういう結果になるかあれですけども、高額商品だけでなく、区内には喫茶店、コーヒー1杯ですとか、小売の小さい小物を売っているようなお店もありますので、その店舗さんが、20%という枠の中で、少しでも目玉というか、新規の顧客を呼び込むに当たって集客ができるような、その割引のキャンペーンにつながってほしいなというところはありますので、ぜひそこは、今回の事業の結果を受けて検討していただきたいと思いますと思えます。

なかなかそこまでぎわってないお店ですと、例えば1,000円のランチで200円引くと、15万円から逆算して750食出すことになりますけれども、なかなかそのハードルでは15万円使い切れないよという声も過去ありましたので、うちはそんなにお客さん来ないからさというお店も中にはございます。

そう考えると、私もそのときに、ではちょっと思い切って割引しちゃって、15万円消化——その消化できるという言葉、ここであれなんですけれども、そういうやり方もあるんじゃないですかみたいなお話もこれまでさせていただいてきていましたので、そういうお店の中にはあるということも御認識いただければなというふうに思います。

もう一点、合理的配慮に資する取組に関して、先ほど品田委員からも、今回から障害者の文化芸術活動への理解促進を含めるということで話がありました。すごくいい取組だなというふうに感じます。

障害福祉課のほうでやっている、街なかアートプロジェクトにおいても、今、区内薬局十

数店舗と、あと区内のモスバーガーでしたっけ、等々で、取組も広がりつつある中で、こういう経済課が行っている、がんばるお店応援キャンペーンと組んでいく、連携をしていくという取組は非常にいいことだと思いますし、その使用料もしっかり、作品1点につき3,000円、アーティストのほうに支払えるという仕組みでございますので、アーティスト支援というところに関しても資する取組かなというふうに思います。

ちょっと1点だけ、取組事例のところ、飲食店や小売がノベルティのエコバッグを製作するに当たって、その障害者アートを使用することができるということであるんですけど、例えば何かエコバッグを作ったり、エプロンを作ったりといったときに使用できるということであるんですが、ハードルが少し高いんじゃないかなというふうには感じるどころがありまして、しかも、その3,000円分のうち2分の1補助なので、自分たちの飲食店、小売としての持ち出しもある中で、思い切って障害者の方のアートを使ったエプロンだ、エコバッグだ、Tシャツを作ろうとかというの、結構思い切ったところでないと、なかなかできないのかなというところがあります。

初めて今回やるところでありますので、実験的な部分もあるかもしれないんですが、例えば今、街なかアートプロジェクトで、オリジナルの作品自体を掲示していますので、それは障害福祉課、この場におりませんけれども、福祉課さんとして、今後より一層アートを展開していきたいんだという思いがある、もしくはもっともっと、実は眠っている作品はたくさんあるんだということであれば、より来年度以降、もしくは今年度から、この取組に合わせて、なかなかエコバッグを作る、エプロンを作るというハードルが高いので、うちのカフェ、喫茶店だったら、そこに絵を飾ってもいいよというお店のほうが、私の想像する区内飲食店さんであれば、エコバッグを作りませんかと勧めるよりも、ちょっとそこで、例えば絵を飾ってくれないかというほうが、何か浸透しやすいんじゃないのかなと思います。

ただ、オリジナルがなかなか難しいということであれば、例えばこういう障害者の文化月術活動への理解促進、区としてやっていますって、複製品としてのポスターを作っても構いませんし、それを掲示するということがのほうが、それがしっかり、どうアーティストさんへ還元されるか、仕組みがしっかり整えばアーティスト支援にもなりますので、そのあたり、より少し、経済課さん、飲食店さん側から見ると、今のこの取組事例のところだけど、少しハードルが高いのかなというのを感じるどころがありますが、そのあたり御見解、いかがでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 例示としてお出ししているのが、まさにエコバッグを障害者アートのデザインを使いながら作った場合というようなお話で出しているんですが、今回のこの合理的配慮の取組に関しては、経費をかけて何かというのは、まさに何か作ってというようなお話、あるいは設備面でいうと手すりとか、そういったものをつけたりとか、そういう話になってくるんですけれども、そういった取組以外でも、例えばですけれども、合理的配慮の提供の事例集みたいなものをホームページ上でリンクして見せているんですが、そういったものをその店舗の中の社員の中で共有していただいたりとか、あとは、視覚障害がある方のための筆談の対応を用意しておくよとか、お金がかからない部分であっても、そういった形で合理的配慮に取り組んでいただければ、この補助の対象という形になってまいりますので、当然、お金をかけてという話はまた別の話になってきますが、補助を受ける上での合理的配慮のハードルというのは、低く設定する形で、少しでもそういったものに取り組んでいただくアイデアであったり、取り組んでいただくところを考えていただきたいというふうに思っているところでございます。

○松丸委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。合理的配慮に関わることをしっかり浸透させていくという部分については、そういうことでも店舗側は全然できることかなというふうに思うんですけれども、障害福祉課として、もしこの事業を、より一層展開していきたいと考えたときに、経済課の店舗側から見たときに、例えばそういう飾りだけとかポスターを掲示するというほうが、よりハードルが下がるのかなというふうに感じたところがありましたので、ここで議論する話では正直ないんですけれども、ちょっと感じたところがありまして、ただ、こういった形でしっかりタックを組んでやっていくというのは、非常に素晴らしい取組だと思えますので、ぜひ1件でも多くの、この障害者文化芸術活動へのアートプロジェクトが浸透していけばいいなというふうに思います。

以上です。

○松丸委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 御説明ありがとうございました。これまで障害のある方の創作活動支援として、作品の利活用というのを要望してまいりましたけれども、今回、障害福祉課と連携していただいて、合理的配慮に係る取組として、障害のある方の作品を利活用していただく、それが補助対象になるということ、これは大変うれしく思っております。ぜひ多くの店舗の皆さんに御利用いただいて、多くの方に作品が目に触れるようにしていただきたいと期待し

ております。

利用のハードルを下げるための取組などについては、ほかの委員さんからもありましたので、理解いたしました。

私からは、店舗でそのデザインを利用していただいて、終わりというのではなくて、例えばその店舗でデザイナーさんについての紹介文を掲示していただくなどして、お店でその作品に触れたことをきっかけに、この区を取組を多くの方に知っていただくような機会をつくっていくことも必要なのではないかなというふうに思っているんですけども、そのような取組は考えられているかというのを1つ伺いたいと思います。

それから、デザイン料についてなんですけれども、こちら、1つのデザインについて3,000円が支払われるということで、これは確かにデザイナーの収入につながる取組としては、私としてもうれしいことではあるんですけども、ただ、この3,000円という金額が安いと率直に感じました。デザイナーに支払われるデザイナー料というふうに考えると、やはり相場からすると、少なくとも私はゼロが1つ足りないのではないかなと思っております。東京都の最低賃金で換算したとすると、これは2.5時間分ほどでしかありません。先ほど障害者アートの収益化が課題という御説明もありましたけれども、これにかかる時間や労力、一つの作品を生み出すためのプロセスを考えると、3,000円で収益は出るのか出ないのか、ほとんどないのではないかなというふうに私は思います。

就労支援の一面もあるというふうに考えられているかもしれないんですけども、これは、私は立派な文化芸術活動であると思いますし、そう考えた上で、この3,000円という値段設定をしているのだとすると、これはちょっと自治体としては、文化芸術の価値というものをそのくらいに見ているというふうな捉え方もされかねないというふうに思います。なので、ぜひこれは、障害のあるなしにかかわらず、同じ文化芸術活動であると思いますので、相場に見合った値段設定になるように、ぜひ検討を今後していただきたいなというふうに思うんですけども、それについて1つ伺います。お願いします。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 障害者アートのところのデザインを使った際に、デザイナーの方のお名前であったり、作品の内容みたいなものを伝えていくといったところですね、現状そういったことをお願いとかは、まだ現時点ではしていない状況ではあるんですけども、がんばるお店応援キャンペーンを実施した際には、ポスターといいますか、それを掲示していただくようお願いしてしまして、そこに当店はこういう取組をしていますと、エシカルであったり、

合理的配慮の取組でもいいんですけども、そういうのを書いていただくというのがあって、店舗さんにそこはお任せされている部分ではあるんですけども、そういった中で、まさにそういったところをアピールしていただくというか、出していただく。それが障害者の方にとっても、一つデザイナーとしても非常にいい効果になるといったところはあるかなというふうに思いますので、現時点ではまだそこまでの形はお願いはしていませんが、今後の検討事項としてまさにあるのかなというふうにも、今、お話として伺っておりました。

加えて、使用料の3,000円の部分ですね、ちょっと福祉のほうのところの分野になってしまうのであれなんですけど、今回の3,000円の使用料につきましては、ぶんぶんまるしえという形で実施しているもの、これが販売希望価格みたいところで3,000円という形でやっていて、今回はそれを使用料として横引くような形で設定をしたというふうに障害福祉課のほうからも伺っております。

今回は、そういう意味では、先ほど、今回導入に当たった経緯のところを申し上げましたが、3月から、このキャンペーンに合わせるという形で、急ぎ議論したといったところもございまして。これがどのような効果を生み出すのかというのも、今後のところになってまいりますので、福祉部のほうにもそういった今の御意見等をお伝えしまして、今後の事業設計の中で議論をしていければというふうに考えてございます。

○松丸委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 ありがとうございます。1点目については、ポスターを掲示して、取組については、お知らせしていただけるということなんですけれども、Bunkyo Brutの展示会をしていただいたときに、その作品の横に、その作者がふだんどういった様子でこの作品を創ったかとか、どういう思いがあるかとか、そういった、その作品ごとの特徴をすごく分かりやすく伝えてくださっていて、あ、なるほどなというふうに、その作品が創られるところをこちらも想像できるような形で紹介してくださっているのがすごくいいなと私は感じていて、多くの方に目に触れる機会ですので、そういったことが一緒に伝わっていくといいなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

それから、デザイン料は、ぶんぶんまるしえのほうと合わせてということも承知しているんですけども、就労支援なのか、文化芸術活動なのかということで、大きくそこは違ってくると思いますので、区としての考え方をしっかり、今後、障害福祉課のほうとも話していただきたいなと思います。

それから、最後、松平さんからもあったんですけども、今後、障害福祉課のほうで取り

組んでいる区内の店舗への作品展示も、経済課も一緒になって開拓して行っていただきたいなというふうに思っております。障害福祉課が持っていない、この区内店舗とのつながりを、経済課さんがたくさんお持ちだと思いますので、そのつながりを生かして、さらに展示していただける店舗数というのも増やしていただきたいというふうに思っております。これは要望で結構です。よろしくお願いいたします。

○松丸委員長 では、以上で、報告事項2「区内店舗支援事業の実施等について」を終了いたします。

続きまして、報告事項3「定額減税補足給付金（不足額給付）の実施等について」の質疑に入りたいと思います。

質問のある方、いらっしゃいますか。

では、田中委員。

○田中（としかね）委員 定額減税補足給付金、補足給付の実施等々についての計画なんですけれども、これ推計額を用いて算定しちゃったということによって、後処理しなきゃいけないなくなったということなんですよね。要は、推計、見切り発車しちゃったことによって、後処理が必要になったわけですね。すみません。改めて、正確に算定しましたらということ、不足が生じてしまった場合ですね、速やかに給付しなくてはならないということなんですけど、何とぞよろしくお願いいたします。

で、あえて聞きますけれども、今回、算定して、超過といいましょうかね、実はもらい過ぎていましたという場合どうなるかという、これ返さなくていいんですね。この点について、文京区がどう捉えているのか。え、返さなくていいのということなんですけど、文京区として、それどう説明するのかということをお聞かせください。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今回の制度スキームのところは、まさに委員がおっしゃったとおり、不足する分は給付するという形になりますが、多めにというか、結果的に多くなってしまった分については、国の制度スキームとして、そこの回収まで求めているところではないので、国の制度スキームの中で、区としては粛々と実施をしておりますという説明になってくるというふうに考えてございます。

○松丸委員長 田中委員。

○田中（としかね）委員 あえて踏み込みますけど、そこでちょっと頑張ってもらいたいのは、これ、増税メガネと揶揄されていた岸田さんが意地になって減税するって、減税ありきで進め

たスキームだから、そうなっちゃったと。それ国の方針だからということで、返還は求めないということだと、ちゃんと説明といいたいでしょうか、文京区としてどう捉えているか。国がそうしたからじゃなくて、これそもそも何でここまで無理してやったのかということで、ちゃんと説明してあげてほしいんですよ。

これ大きな立てつけとしては、最初に、新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置という大枠があって、その中の一つなんですね。新たな経済とは何かということを中心に説明してあげてほしいんですよ。

この減税によって、では国民の所得を支えて、官民が連携して、賃金を上げて、所得が増えるという状況を実現につくりたいと言っていたわけですよ、岸田さんね。賃金が上がっていくことが当たり前だとね。そういう前向きな意識を社会全体に定着させること、これを新しい経済と読んでいて、この新しい経済に向けた、言わばキックオフを目的として、定額減税というのをもう見切り発車でだーんとやったわけなんですね。

だから、新しい経済とは何かということを中心として皆さんに共有してもらえれば、幸いなんですよ。この国民の手取りを増やすというスローガンが耳目を集めていますけれども、これも新たな経済の一側面なわけなんですね。だから、これを社会全体のトレンドにするために、自治体としても意を尽くしていただきたいと思うわけで、その説明を何とか、文京区もそうですというふうに言えるようなことを言っていただければと思うんですが、いかがでしょう。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、委員からお話があったとおり、国の一体的なこの給付金、あとは定額減税の枠組みの中で、まさに給付を行っていくという形になってございますので、国の制度スキーム、先ほど国が、確かに定めているものではございますが、そもそも国が定めた趣旨であったりとか、そういったところは、しっかり区民の方にも分かるように丁寧な説明をしていく必要があるというふうに認識してございます。

（「よろしくをお願いします」と言う人あり）

○松丸委員長 いいですか。はい。

では続きまして、関川委員。

○関川委員 給付金が結構丁寧に、6年度は、もらえなかった人についても、非課税の方やそれから均等割の方、新たにそういうふうになった方にも臨時給付金を配られるというようなことをやられたほかに、この定額減税、1,805万円以上の人は対象にならないですけど、所

得税の定額減税1人3万円と、それから住民税の定額減税1人当たり1万円で、4万円で、家族4人だったら16万円というようなことで、明細をきちんと分かるようにということで、小さいところなんかは大変だったようですけど、会計士さんを雇って慌てて計算して、減税が分かるようにやりなさいって国の方向性が出されたわけですが、先ほど田中委員が言ったように、見切り発車でやっちゃって、こういう状況が生まれたわけなんですけれども、住民税非課税や住民税の均等割だけの方というのをある程度人数把握できるわけなんですけど、この推定8,900人と不足額Ⅱの約2,500人というのは、これあらかじめ予測がつくことだというふうに思うんですが、この辺のところで見切り発車しちゃったから、そごが出てしまったということなんですか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 不足額給付Ⅰの8,900名のところは、現状、令和6年度の所得税がまだ確定していない状況ですので、この積算の根拠としては、令和4年、令和5年、ここの所得税の変動のところから試算して、過去の税情報から計算して算定していくしかないという状況ではございます。

不足額給付Ⅱの推定の約2,500名といったところは、専従者等の情報になってきますので、それは過去の情報から、同じですけれども、過去の税情報のところから推定として積算をしてという形になります。

対象者の数は、実際、対象者抽出をして実施をしていかない限りは、正確な数字というのは、今後出てくるような形になってまいりますので、ただ、過去の税情報を一定基本にはしておりますので、当然変動はあると思います。大きな変動はないかとは思いますが、その中で予測を立てて、対象者抽出をしているところでございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。今後やっていくに当たって、今回のようなことがないように、非課税の人とか住民税の均等割の人なんかの数を正確に反映してやっていくのが大事なかなというふうに思います。

それで、今回、Ⅱのところなんですけど、4万円を給付するという、この4万円という根拠はどこにあるんでしょうか。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 不足額給付Ⅱの方々につきましては、今回の定額減税の恩恵といいますか、定額減税を受けれてない方々になってきますので、いわゆる所得税の3万円、住民税1万円

分の4万円という形で、4万円という形になっているところでございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 このⅡのところについては、定額減税を受けてない方というふうに今おっしゃいましたけど、この要件だと、定額給付金を受ける要件に当てはまるかなと思いますから、ここで4万円給付というのはどういうことなのかなと思います。

それから、ⅠとⅡの対象者のところの所得は、非課税の方もいるでしょう、住民税の均等割だけの方もいるでしょうから、基本的に元のところから引き切れないじゃないかなというふうに思うんですよ。所得のある方は、去年の7月からですから、7月から今年の1年間かけて分割して減税していくというふうになっているんですけども、こういうふうに所得のもともと少ない人については、分割してやることすらできないということで、今回のこのような措置が出てきたのかどうかということ、ちょっと税金、難しいのですが、どうなんですかね。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 不足額給付の今回のものは、非課税や均等割といったところの給付ですね、それは2ページ目のところで、昨年度、家計支援臨時給付金という形で、1回給付、あと追加給付も行っておりますけれども、ここで非課税の方々に対しての給付というのをやっているというものになってございます。

今回の定額減税の不足額給付といったところは、基本的には課税の方々で、定額減税された方が——され切れない方という言い方が正しいと思うんですが、定額減税で全て控除し切れないの方々に対して、令和6年度に給付をしたと。その給付したものが、実際所得額が確定した際にずれが出てくる方々というのが一定いらっしゃいますので、そのずれのある方々に給付するといったところがメインになっておりますので、国の事業設計スキームという形にはなっていないかもしれませんが、そういった形で、不足額として足りないの方々に対して、今回、給付を改めて行うものでございます。

○松丸委員長 関川委員。

○関川委員 今回の住民税の定額減税1人3万円と、所得税の定額減税1人1万円というような減税の仕方というのは、大変分かりにくいかなというふうに思うので、一番分かりやすいのは、今、話題になっていますが、消費税、共産党は当面5%と掲げていますが、国債を発行しないで、富裕層とか、あとお金のある人から回して、大企業なんかから回して、消費税5%にというふうなことで私たちは掲げているんですが、他の党なんかもそのように言っ

ていますけど、そういう減税のやり方のほうが分かりやすいなと思うので、ぜひその辺については国に要望していただければと思います。

昨日、ニュースでやっていたんですが、都庁のプロジェクトマッピングというのは、3年間で64億円もかけて、あの光、豪華なのをやっている足元で、毎週土曜日、NPO法人が食料品の配布をやっていて、前は100人ぐらいだったのが今は700人もの人たちが行列をつくっていて、20分で食料配布がなくなるという、こういう現状が一方であるわけですから、こういう定額減税と、それから今回の所得税と住民税の減税をやったとしても、やっぱり庶民の暮らしはまだまだ楽にならないと。この食料を週1回もらうのをつないでやって、何とか暮らしているんだけど、自分が病気になっちゃったらアウトだというふうにその方は言っていたんですけども、ぜひ今後も減税とか給付金とかやっていただくように、国に要望もしていただくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 税制制度、あと給付金の部分については、国で御審議されていく内容かなというふうに認識してございます。ただ、委員のお話しいただいた、まさにこの給付制度もそうなんですけれども、税制としても複雑、あと給付の仕組みとしても複雑な面がございますので、区民の方にそこを分かりやすく丁寧に説明していくといったところは、先ほどの田中委員のほうのお話じゃないですけど、しっかりとやはりその趣旨を伝えていくといったところを努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 定額減税の、昨年実施して、補足給付ということで、今回また実施をするということで、給付としては2回目になるんですかね、定額減税も含めると3回目みたいな話ですけども、そういうことでやっているということなんですけど、イの不足額給付のところ、ごめんなさい、ちょっと私、なかなかこれイメージができないんですけども、今回、対象になる方が2,500人、推定でいらっちゃって、この方については、米印のような説明がついているんですけども、この方というのは、イメージするならば、どういう方々なのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 不足額給付Ⅱの対象者像という形でございますけれども、事業専従者の方々といったところは、国の例示のほうで出ているのは、納税者である夫と、その夫の個人商店

を手伝う奥さんですかね、事業専従者、妻といったところが所得税、住民税が課されていない場合、これが税制上の扶養親族に該当しないという形になるので、定額減税の恩恵を得られていないので、4万円を給付するといった形や、あとは、公的年金収入があって、合計所得が48万円を超えている、例えば65歳以上の高齢者の方が、息子さん夫婦と同居して同じ世帯にいるときに、やはり扶養親族という形で入れないので、4万円の定額減税が受けられないと、そういった方々に対しての給付というイメージでございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。分かりやすく御説明いただいて、ありがとうございます。そういう方々がやっぱり対象になってなかったということで、これについては、去年の、私たちの共産党の小池晃書記局長が国会で5月に質問して、こういう問題あるじゃないかということで、国会で質して、その後、財務大臣が来年の給付で対応するという話になって、こういう形で今出てきているということだと思うので、これについては、そういう定額減税の恩恵にあずかれないような方をやっぱり残さないという点では、非常によかったなというふうに思っていますので、これは周知徹底なんかも含めて、ぜひやっていただきたいというふうに思うんです。

その周知徹底という点で、これは経済課さんがいろいろと頑張ってやっていらっしゃって、本当にそれは大変だなというふうには思うんですけれども、この間いろいろ、参考のところで、当初調整給付だとか、あと家計支援臨時給付金、令和6年のやつ、真ん中のやつとか、家計支援臨時給付金の追加給付とか、こういうことを繰り返しやってきていらっしゃっていて、対象者（世帯）というのが、下から2段目にあって、それぞれ人数と世帯数が書かれているんですけれども、それに対して、この支給件数というのが、それぞれ見てみますと、当初調整給付のほうは、大体8割、88%くらいかな、令和6年度、最初の臨時給付金については、71%くらいだと思うんですね。その次の追加給付については、今、これ途中だと思うんですけれども、80.2%ということで、やっぱりちょっと差があるといえますか、まだ支給し切れていない方がいらっしゃるということだと思うんです。

こういうことになっている、この現状というのは、何が要因なのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 過去の給付の実績等、給付金の対象者像がまず異なることと、やり方は全て、結構同じような事業スキームなんですけれども、対象者像が異なることと、あと、プッシュ

方式の割合といいますか、その対象者の中でどれくらいの方がプッシュかといったところで、結構給付率というのが異なっているのかなという分析をしているところがございます。

一般的にプッシュであれば、もうほぼほぼ100%に近い形で給付ができるんですけども、確認書の方々になってくると、返事をいただいてという形になってくるので、その支給率というのはちょっと落ちてくるのかなというふうに考えています。

令和6年度の給付金で、家計支援と追加給付といったところが、対象属性としては近いので比較できるんですが、6年度のところの家計支援臨時給付金の、表でいうと真ん中のところですね、ここでいうと、プッシュの方というのが2割弱ぐらいですね、新たに非課税になった方々が対象という形だったので、今まで給付していた方とはまた違う属性ということで、プッシュが2割ぐらいで、確認書が残りという形なので、ちょっと支給率としても7割ぐらいという形。

一方で、その次の追加給付のほうになってくると、大体プッシュが7割弱ぐらいになってくるので、プッシュの割合が多くなってきて、支給率は8割ぐらいという形になってくるので、やはり確認書方式ですと、そもそも辞退するかどうかといったところの表明もなく、要は何のレスポンスもなく、受け取らない方々というのも一定数いらっしゃるもので、やはり給付率としては落ちているのかなというふうに感じております。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうですね。だから、プッシュだと、自動的に口座に振り込まれる。口座をこちらが把握していれば、そこにどンドン給付をするということだと思うんですけども、確認書方式だとやっぱり1回レスポンスしてもらわないと、こういう形で給付率が下がるということだと思うんですね。

では、今回の推定、不足給付Ⅰと不足給付Ⅱで、大体合計1万1,400人くらいが対象者としては想定されるんですけども、この方々というのは、大体プッシュが何割で確認書が何割なのかということをお教えいただけますでしょうか。

○松丸委員長 では、ちょうど12時になりましたので、昼休みに入りたいと思います。

この後、一般質問が4件、沢田委員が3件、石沢委員が1件ということなのであります。

では、昼休みに入ります。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○松丸委員長 それでは、定刻前でありまして、再開したいと思います。

それでは、先ほどの石沢委員の質問に対しての答弁ということで、内宮経済課長。

○内宮経済課長 不足額給付、今回の給付におけるプッシュの割合でございますけれども、不足額給付Ⅰの当初調整給付の対象者が今回の不足額給付のまた対象となるような形のケースというのは、現状24%ぐらい、大体2,500ぐらいかなというところで試算をしております。なので、トータルとして2,500ぐらいがプッシュという形になるかというふうに考えております。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 24%ということで、だから75%近くは確認書方式ということで、返答がないと給付が受けられないというケースだと思うんですね。なので、これまでの支給の状況から見ると、7割ぐらいが確認書方式だった、令和6年の家計支援臨時給付金に比べて、確認書方式がさらに増えているということなので、これは本当に経済課さんが大変だなというふうには思うんですけども、ぜひ周知徹底とか、あと行き届くような対応をお願いしたいなというふうに思います。

それで、この確認書で送付したり、あといろいろ、コールセンターとかそういうのもやるんですかね。そのお金というのは、基本的には国から出ることなんでしょうか。ちょっとそのあたりも少し伺いたいと思います。

○松丸委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 国からの補助といったところになりますけれども、給付金の部分は10分の10で、国のほうで保障されるという形になりますが、事務費の部分につきましては、対象者当たり3,000円の交付上限額という形になっております。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 それだと、なかなか持ち出しも増えるみたいなこともやっぱり議論としてはあったと思うので、そういうのもね、国がこうやって3度目の給付みたいな話にもなっているので、来る方にとっては非常にありがたい話ではあると思うんですけども、やっぱりそういった事務負担なかんは国が払うように求めているらっしゃるとは思うんですけども、また引き続き強く求めていただきたいなというふうに思うのと、こういう給付金ではなく、やっぱり消費税の減税というのが本当にシンプルで一番分かりやすいなというふうにも思うので、そういったことは、先ほど関川委員からもありましたけれども、国に対してそういったことも求めていただきたいなというふうに思いますので、その点はよろしくお願いします。

以上です。

○松丸委員長 では、以上で、報告事項3「定額減税補足給付金（不足額給付）の実施等について」質疑を終わりたいと思います。

○松丸委員長 続きまして、一般質問、先ほど2件、2人と言いましたけれども、依田委員が追加で1件あるということなので。

それでは最初に、沢田委員から3点。

○沢田委員 私からは3件です。1点目は、前回の一般質問の続きなんですけど、地方公務員の成り手不足についてのお話です。

前回の一般質問では、誰もがずっと働き続けたい職場をつくるためにはという趣旨で質問したんですが、具体的には、職員のウェルビーイングの向上のために、総務省が一昨年12月に全面改正をした人材育成基本方針策定指針の内容に沿って議論をしたんですが、そして今回、このたび晴れて文京区も新たに人材確保・育成基本方針という名称で方針を改定したということで、関連して伺いたいと思います。

まず1点、私はちょっとずっと気になっている部分なんですけど、苦情申出制度というのがありますよね。これに関連して、前回も指摘したんですが、言い出しづらさの問題があるんじゃないかという話です。つまり、内部通報と同じで、苦情を申し出ることと不利益な取扱いを受ける可能性があるのと、職員の皆さんから言い出しづらくなるんじゃないかという話だったんですね。

これについて、前任の職員課長さんは、今の人事評価制度そのものが職員の皆さんにとって言い出しづらいとは思わないと、主観的な評価ですけど、思わないと。不利益な取扱いも実際ないという話だったんですけど、当事者である職員の皆さん本人から調査をしたんでしょうか。言い出しづらいと思っていないかどうか聞くだけでも聞いてみたことがありますか。いかがでしょうか。

○松丸委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 職員個々にそういった話をオフィシャルに聞いているということはございませんが、そもそもですけど、その人事評価に納得がいけないという場合に、評価の具体的内容とか根拠とか、そういったところをきちんと説明すると、そういう機会を担保するということは、人事評価制度運用上、当然のことであると考えますし、それに対して納得がいけない、説明がないというようなところで、苦情申出制度をつくっているところではございますので、そういった中で、制度上の問題があると思っていないし、言い出しづらいというよ

うなところで、過去にも苦情相談件数はきちんと上がってきているところもありますので、その中で制度上は運用しているという認識でございます。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 苦情申出制度の趣旨を御説明いただいたんですけど、ただ一方で、苦情は宝だという考え方もありますよね。要は、特に人事の担当者にとっては、制度を改善したり、よりよい職場をつくるための貴重な材料にもなると思うんですね。

それから、そもそも低い評価を取ったから苦情を申し出るという、その制度の発想そのものに、ちょっと違い、問題があるんじゃないかなと思っているんですよ。要は、総務省の先ほど述べた指針でも、職員からの評価方法の課題や改善案、これを見つけ出して対応しようと、そういう内容が求められているんですね。今、述べた言い出しづらさというのも、評価方法の課題だと思うんです。

では、現場の担当者として、実際に職員の皆さんは、もし言い出しづらいという課題があったとしたら、それを言える状況にあると思いますか。

○松丸委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 私も今、現職ではなくて、前職までの中で、そういったことを職員に聞いたりは実際ありますけれども……。

（発言する人あり）

○中川職員課長 よろしいですか。特にそれについて言い出しづらいというような話は、所管ではありますけれども、聞いたことはございませんし、強いて言うのであれば、そういった制度趣旨というか、制度内容をきちんと周知していく、理解を求めていくというような、そういう努力は必要かとは思っております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 失礼しました。何でこんなことを繰り返し言っているかということ、3月の予算審査特別委員会で申し上げましたけど、公務員離れの時代なんですよ。これ加速する可能性がある。要は、今までは世のため、人のため、純粋な、無私の仕事だといって、社会的な評価を受けていたこの仕事の状況は変わってきているんじゃないか。逆に、この仕事のやりがいであるとか、社会的評価を高めることは喫緊の課題だと思うんですね。

これは、公務員だけじゃないです。保育士も教育も介護も、公共のあらゆる領域で同じ課題が共通されると思うんです。それを私たちがまず率先して取り組むべきなんじゃないかという問題意識で申し上げているんですけど、一応、具体的な方針改定ということがあったの

で、その内容について、今日はお伺いしたいんですよ。

何かというと、3月の予算審査では、自治体の職員組織には、そもそも不作為とか無責任の構造的な問題があるんじゃないかという指摘をしたんですね。具体的には、今だと辞めるか染まるか、この二者択一になっちゃっているんじゃないかと。そうじゃなくて、自分で変えるという……。

（「印象操作じゃない。……印象操作、やめたほうがいいよ」と言う人あり）

○松丸委員長 いいよ。早く質問してください。

○沢田委員 はい、はい。二者択一じゃなくて、自分で変えるという、第三の選択肢のある職場をつくるべきなんじゃないかと、これが大切なんじゃないかという話だったんですね。要は、皆さん御自身にもマインドチェンジが必要だというお話だったんです。

VUCAの時代って言われているんですよ。

（「知らない」と言う人あり）

○沢田委員 ああ、そうですか。Volatility、Uncertainty、Complexity、そしてAmbiguityです。変化し、不確実で、複雑かつ曖昧な時代、こうした新たな時代に立ち向かうためのマインドチェンジが必要なんじゃないかということで、23区では、品川区が率先して取り組んでいるんです。この御紹介と併せて、この後、御質問をしたいと思います。

文京区の人材確保・育成基本方針と品川区のそれとがどう違うかというところなんです。一番の違いは、人材育成事業の見える化への取組です。具体的には、まずKPIの設定です。評価指標ですね。品川区は、ロジックモデルを用いて事業を可視化し、そのアウトカムに具体的なKPIと目標値を設定して、PDCAサイクルを回すと明示してあるんです。人材育成(基本方針)の中です。文京区には、具体的な数値目標の設定はあるでしょうか。

○松丸委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回、人材確保・育成基本方針については、KPIというものの設定ということとはしてございません。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 ごめんなさい、質問、まとめてということなので、この後、ちょっとただらといきますけど、KPIの設定をしてないというのが、その理由も含めて本当はお伺いをしたかったんですというのがまず1個と。

あと、職員の参加についてですよ、当事者参加です。品川区では、方針の策定に当たって

も、職員の意見を幅広く取り入れるために、庁内公募でのワークショップ、職員のワークショップを実施したり、全職員対象のアンケートを実施して、方針に反映をしているんですね。文京区には、こうした具体的な職員参加のプロセスに関する記述はないんですが、実際のところはいかがなんでしょうかということ、これ2点目です。

3点目は、職員の現状認識に対する対応策の提示です。品川区では、この職員アンケートの結果を具体的に方針の中に示して、それらの課題に対する直接的な活動計画まで説明をしている。ただ、文京区は、見たところ一般的な課題認識と対応策までにとどまるのではないかという、これ3点目です。

4点目です。これが、昨年11月の本会議でも伺ったんですけど、新たな評価制度、多面評価です。品川区では、「品川式360度フィードバック」という名称の新たな多面評価の制度導入を計画しています。こちらは、職員同士が尊重し合い、認め合う職場づくりを目的としています。具体的には、上司や同僚を対象に、長所だけですよ、短所じゃないです。長所に焦点を当てた評価をするということなんですけど、文京区は、以前お伺いしたとおり、まだ現行制度で特に問題はないという御認識でしょうか。

以上4点伺います。

○松丸委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 最初の2つの御質問になりますけれども、ワークショップについては、こちらの基本方針を策定するに当たって実施はしていませんが、職員へのアンケートというものは実施しております。今、委員、内容が一般的というような御指摘がございましたけれども、結構アンケートの内容というのは個別具体的というところがあたりもするので、いわゆる人材確保・育成基本方針の中に、それを一つ一つ盛り込むということは、なかなか難しいかなというところではございますけれども、実際こちらの方針に基づいて、研修計画等を策定していったら、今後、研修を実施していく中では、そういった職員からの声のようなものも含めて、計画は立てていくべきものだというふうには考えております。

あと、多面評価のお話ではございますけれども、3月の時点でも、そのメリット・デメリットの両面を吟味し、他自治体の動向を見据えながら慎重に検討していくというようなことをお話はさせていただいていたところではございますが、その評価制度というのが、委員がどういう意味合いでおっしゃっているかということもございますけれども、いわゆる人事評価制度という中で、これを実施するというような話になれば、我々管理職、実際に人事評価をやっておりますけれども、全ての管理職対象にこういった研修も実施しまして、先ほど来

お話がありましたが、本人開示があつて、苦情相談制度を設けてということで、評価者に対する説明責任も課されているわけでございます。だから、評価の公平性と評価の責任、こちらを両方担保する制度設計で、人事評価制度というものは実施しているというところがございますので、その人事評価制度の枠組みで、全庁的に多面評価を実施するということは、非常に課題が多いのではないかとというようなところで、これまでも答弁申し上げてきたところでございます。

ただ一方で、先ほど委員のおっしゃった、職員のウェルビーイングを高める取組というところで、職場環境の整備というものは重要な要素になると思っております。それが仕事の内容なのか、人間関係なのか執務環境なのか、もろもろございますが、そういった現場において、上司と同僚との関係性に課題が生じていないかとか、そういう視点で、そうした指摘、気づきということを、上司であつたり同僚にフィードバックするというような手法は、今後、考えられるんじゃないかなというふうには考えてございます。

ただ、具体的な取組に落とし込むということになると、これは簡単な話ではないと思っておりますので、モデルとなるケースなども参考にしながら、慎重に検討していく必要があるというふうには考えてございます。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 職員アンケートですね、実施をされたということで、私が申し上げたかったのは、その職員アンケートを受けた御本人が、私の声がこうして制度に反映されているという認識を持てるような御配慮をいただきたいということなんですね。職員自身が自分を評価する評価制度に対する主体的な関与意識であつたり、オーナーシップを持てるような制度にしていきたいと思いますということで、ぜひ今後のアンケートの取扱いなどで御配慮いただきたいというのが1点と。

あとは、360度評価——あ、多面評価と申し上げてしまったので、人事評価制度の話になったんですが、品川でもその360度フィードバックと書いているように、目標は、職員の頑張りが認められる職場環境をつくるという、まさに今、課長さんのおっしゃったとおりですので、職員一人一人の新たな気づき、それから周囲への理解を深めることにつながるような、制度というんですかね、そうした品川区の取組もモデルとして今、走っているわけですから、御参考いただいて、御検討いただければと思います。

これが1点目の質問です。

最初に、染まるか辞めるかという二者択一はよくないと。ただ、染まるという表現は、印

象操作だというような御意見もあったので、私もちょっとそれはあれだなと思ったんですけど……。

○松丸委員長 2点目の質問……。

○沢田委員 はい、分かりました。そういった何か囲い込むような関係じゃなくて、お互いに選ぶ、そして選ばれるというオープンな関係の人事制度へとぜひシフトいただきたいという話でした。

ちょっと2個目の質問は、それに関連する部分なんです。予算審査で、自治体職員の仕事の本質って何だろうという話をしている、自治ですからね、要は、自分の人生に関わることは自分で決めるということなんだと。そして、同じように自分で自分の人生に関わることを決めたい、その自分で決めたいという人を支えたり、応援したりすることなんじゃないかという話をしたんですけど、その関連でいうと、自治基本条例がこの区の最高規範なんですよねというところを改めてちょっと確認をさせていただきたいんです。

（発言する人あり）

○沢田委員 いやいや、ちょっと違うんですよ。

○松丸委員長 いいから、早くちゃんと質問……。

○沢田委員 はい、はい。前回の委員会では、自治基本条例とこどもの権利について議論をしたんです。所管の課長さんも替わられたので、ちょっと確認したいんですけど、まず条例の在り方なんですよね。文京区の自治の第一義的な主役は区民だという話がありました。そして、条例の見直しを含めて、今後の在り方を決めるのも、私たちというよりは、区民だというような話があったんですね。

で、前任の課長さんも、区民と議論しながら進めていきたいという御認識だったんですけど、条例の認知度がここに関わってきているわけです。皆さん、覚えておいでだと思うんですけど、制定当時の世論調査の結果を見ると、認知度が約1割とかだったわけですよ。低かったという話です。そして、その後20年間調査もしていないので、今がどのぐらいなのか分からないわけです。

すみませんね、ちょっと何回も同じことを言っているかもしれないですけど、条例の理念の周知が必要だという認識は、皆さんとも共有をできていたんです。前任の課長さんも、様々な機会を捉えて周知に努めたいとおっしゃっていたんですけど、ここで1点確認しておきたいのは、これは条例の理念だけなんですかと。つまり、自治基本条例そのものの周知は必要ないとお考えなんですかと。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、御質問の「文の京」自治基本条例でございますけれども、こちら区民憲章ということで、自治体運営の基本姿勢や方向性を示すものというふうに承知しております。

また、その理念というところでございますけれども、協働・協治ということで、区民、様々な団体、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などがみんなで協力し合いながら、そういう施策を推し進めていくというところでございます。

また、この理念でございますけれども、現在の基本構想概念でございますけれども、平成22年に定めた基本構想でも、基本構想を貫く理念として定められております。

また、この基本構想を基にしまして、令和6年度から現在、令和9年度まで総合戦略を進めておりますので、こうした理念は、区民の中に周知をしていく必要はあるというところでございます。

また、その実際の周知ということでございますけれども、前任の課長からも申し上げておりますけれども、基本条例のそのものというよりは、やはり大事な理念を様々な施策を通じて周知をしていくことが必要というふうに承知しております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 ちょっとまとめていきますが、この間もお伺いした、そのとおりになんですけど、要は、条例そのものを知らなかったら、その理念だって結局伝わらないでしょうという御意見もあるわけですよ、あると思うんです。私もそう思うんですよ。ただ、今の御答弁は、条例そのものというよりはと言って、条例じゃなくて、その中身の理念だけというような抜き出し方をしているように聞こえちゃうので、実際どうなんですかと。条例そのものの周知もお考えなんですよとお聞きしたかったわけです。

これ、昨年11月の本会議でも、一度、区長にお伺いしていますからね、目下検討中のこどもの権利基本条例の制定の機会を捉えて、その理念の周知をしたいという御答弁でしたし、前任の課長さんもやっぱり同じように、できるだけ多くの人に知らせたいという話だったんですが、一方で、こどもの権利基本条例について、今年2月に文教委員会で議論したんですけど、所管の課長さんは、条例自体の周知ではなくて、理念の周知だけという趣旨の御答弁をされているんです。実際どっちなんですかと。要は、自治基本条例の周知はしたくないということなんです。そんなこと言ってないと思うんですけど、念のため確認をということで。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 繰り返しの答弁になりますけれども、条例をそのものということよりは、協働・協治という、この自治基本条例を貫いております、区民が自分たちのことは自分たちが参加しながら自分たちで決めていくという、そこが重要な理念というふうに思っております。

また、御質問にございました、こどもの権利に関する条約の制定に向けた動きでございすけれども、委員も御指摘のとおり、今回までで、令和6年と7年に2回調査をしたというふうに聞いております。こちらの調査で、直接自治基本条例ですとか、協働・協治という質問や文言ではございませんが、こっちは子どもを対象としたアンケートでございまして、子どもには元気で健康に自分らしく育ち、ありのままの自分で生きるために必要なこどもの権利があるということ。なので、子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができ、子どもの意見は尊重されると。こういったところがアンケートにも盛り込まれております。

こういったところが、中長期的にこの自治基本条例の理念である協働・協治の考え方を浸透させていくことにつながるというふうに考えております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 その理念を定めた条例なんですよね。だけど、その中身の理念の協働・協治というこの四文字熟語だけを取り出して周知をしたって、何でそうなっちゃうのかというところをお聞きしたかったんです。その質問に同じ答えが返ってきたので、そもそもの認識を、最初にちょっとお伺いしたところを、再確認だけさせてもらいたいんですけど、自治基本条例は、文京区の憲法と呼ばれることもありますよね、最高規範としての性質を持つ条例だと思っているんです。その認識は間違いないのかということと、あと、その認知度が区民の1割を下回っているかもしれないという驚きの調査結果も既にあるのにもかかわらず、今、おっしゃったとおり、条例そのものの周知じゃなくて、中身のその四文字熟語の周知だとおっしゃるのは何でなのでしょう。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 最初の御答弁で申し上げましたけれども、こちら条例でございまして、条例の中で上下というものはないのかなというふうに思っておりますけれども、こちら区民憲章という位置付けでございまして、こちら文京区の自治体運営の基本姿勢、方向性は示すものというところで位置付けているものと考えております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 条例の中で上下はないということだったので、今、私の申し上げた最高規範とし

ての性質はないということによろしいんですかね。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 同じ条例であるということは申しあげましたけれども、併せて区民憲章という位置付けをしているということで申しあげているところでございます。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 条例の中での上下はないが、区民憲章として、ほかの条例よりも何か突出している部分があるということなんですね。

（発言する人あり）

○沢田委員 いやいや……。

○松丸委員長 早くちゃんと質問してくれよ。

○沢田委員 はい、分かりました。では、ちょっと進めます。本当は、区民憲章として方向性を示すものであれば、その方向性を含めて、ほかの基本条例にも明記されるべきだと思っているわけです。ただ、その認識は違うんだということは、今、所管の課長さんから実際に御答弁ありましたので、はい、分かりました。

では、それで2個目の質問は……。

○松丸委員長 いえいえ、質疑3本目でしょう。

（「3本目」「3本目の……」と言う人あり）

○沢田委員 いやいや、何かおっしゃりたいことあれば、ぜひ言っていただきたいんですけど。

○松丸委員長 3本目、早く質問して。ほかが待っているんだからさ。

○沢田委員 はい。では、ちょっと次の質問にいくところで、今、繰り返し申しあげていたのは、条例の理念を支えている区民の権利について、要は、区民の知る権利と参加する権利が区民に十分に伝わっていないんじゃないかという問題意識があつてのお話でしたので、ぜひ、条例自体の周知はできなかったとしても、今回のこどもの権利基本条例も含め、そうすけれども、区民の皆さんに、御自身の権利として、知る権利と参加する権利を周知するということは、今後も御配慮いただきたいと思います。

最後の質問なんですが、ふるさと納税による減収対策についてです。

これもちょっと区民が主役のふるさと納税というところの御質問なんですよ。前も3月の予算審査の中で申しあげたと思うんですけど、そのとき御紹介してなかったもので、世田谷区の事例を最近伺いまして、世田谷区の昨年10月2日号の区報が、ふるさと納税の特集号だったんですね。この中には、世田谷区長の明確なメッセージが、顔写真つきで載っているん

です。御紹介すると、返礼品はありませんが、我がまち世田谷を応援することができます。皆さんの応援をお待ちしていますという、区長の明確なメッセージと併せて、寄附を受け入れる、寄附獲得のための応援したい取組というのが、その詳細のQRコードと併せて一覧でば一っと掲載されている特集号なんですね。

あわせて、その寄附金額の推移も、各5年間のグラフが掲載されているんです。ちょっと最初は増減があるんですけど、この2年ぐらいどんどん伸びてきている。右肩上がりに伸びてきている。それに対する区長の、これも感謝のありがとうございますというメッセージと併せて掲載されているんです。

文京区のほうも見たんですけど、直近だと、ちょっと区報の特集号ということで同じようなものはないんですが、ホームページに一覧表示されていますよね、その寄附の受入れの方法が。もうずっとそのページをスクロールしていかないといけないぐらい内容は濃いんですけど、ただ、恐らく関心のない人は、ページをスクロールしてまで見ないんじゃないかなど。

世田谷区のほうは、区報の特集号だけじゃなくて、電車のラッピング広告とか駅ポスターの掲示とか大規模、そして具体的なPR戦略を打っているんです。このあたり、文京区は、今後、何か御検討のことがあるでしょうか。

（発言する人あり）

○**沢田委員** あ、まとめていきますか。というのが1点で、2点目の質問は、先ほど申し上げた区長の顔写真つきの具体的なメッセージとも関わる部分なんですけど、世田谷区はそのPR戦略を見ていくと、子どもたちの夢をかなえようとか、等々力溪谷を取り戻そうというような、区民に共感されやすい、共感重視のキャッチコピーで、感情に訴えかけるコミュニケーション内容なんです。

寄附金の使い道についてもそうなんですけど、具体的に実際にそれを支えている人のストーリーなどが紹介されていたりするんです。

現状の文京区のホームページの記載を見ると、もうある程度走っているんで、実際に寄附された方の声とかも来ているんじゃないかと思うんですけど、そういうものはあまり御紹介がされていないんですが、こうした寄附をしたくなる、感情的にですね、区民でも区民でなくても。そういう仕掛けというか、配慮については、いかがお考えかというのが2点目の質問です。お願いします。

○**松丸委員長** 畑中総務課長。

○**畑中総務課長** ふるさと納税についてですけれども、PRの戦略ということですが、

文京区はあくまでも区の魅力を発信して、地域産業の活性化と、そういったところに重点を置いて進めていくという方針でやっているところですけども、御指摘がありましたとおり、ホームページ上でなかなか探しづらいですとか、そういう部分については、改善の余地はあるかというふうに考えておりますので、御紹介いただきました世田谷区の事例なども参考にしながら、区民にもうちょっと訴えかけるような取組というのを努めてまいりたいというふうに考えております。

○松丸委員長 沢田委員。

○沢田委員 はい、承知しました。そのストーリー性があるコンテンツを作るみたいな話もちょっとお伺いしたかったんですけど、実際にもう既に、区内の大学であるとか大学発ベンチャーと連携した地域課題を解決するためのプロジェクトが走っていますよね。それに関わっている区民の方であるとか、区民以外の方たちも多くいらっしゃると思うので、そういう方たちが実際にどういう思いで取り組まれているか、そして、それをぜひ区民、区民以外の方も含めて応援いただきたいというようなメッセージを、主体的なメッセージをですね、できればそのストーリーが伝わるような仕立てでPRしていただければと思います。

以上です。

○松丸委員長 では、石沢委員。

○石沢委員 私からは、土地のことについて、ちょっとお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それで、この委員会でも何度か質問させていただいているんですけども、本駒込二丁目の国有地のことについて、1か月くらい前に私の事務所にもちょっと問合せがあって、今現状どうなっているのかということなんか、結構出入りが、どうもその1か月くらいの間にあったらしいということも、そのときに受けて、そういうこともあったので、今現状どうなっているのかということでもちょっと質問があったので、私としては、知っていることはいろいろお伝えはしましたけれども、今、現瞬間どうなっているのかということについて、ちょっとお伺いをさせていただきたいということ。

あとそれから、昭和小学校の隣地のことで、ほかの以前の委員会でも質問させていただいたし、本会議にもいろんな質問がありましたけれども、この隣地のことについては、今現状でどういうことになっているかということも併せてお伺いをさせていただきたい。

それからもう一つ、向丘一丁目なんですけれども、向丘高校とちょうど中山道の間結構広大な民間の遊休地があって、そこについても、私たちも、こういうところに大きなマンシ

ョンなんかが建つと、今、誠之小学校ですとか駒本小学校もそうですけど、かなり教室がもう既に不足しているというようなことも言われていて、さらにここにマンションが建つと、現状の小学校の教室のペースでいうと非常にきゅうきゅうになるということもあるので、ぜひ、こういう土地については、私たちなんかは、東京都と一緒に取得に向けて動いてはどうかということも考えているんですけども、提案なんかもさせていただいていると思うんですけども、この遊休地については、今、企画課さんのほうでは、用地・施設マネジメント担当課長のほうなのか分かりませんが、どういうふうに今、接触なり動いたりするか、ちょっとこういうことを、ぜひ取得に向けて動いてほしいなというふうにも思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○松丸委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 まず、本駒込二丁目のところの現状というところでございます。

さきの自治制度で御報告させていただきましたけれども、活用方策といたしまして、高齢者、障害者、あと児童福祉等への整備用地といたしまして、区において有効に活用したいということで、国のほうにも現在、取得の要望書を出しているというところでございます。

区といたしましては、直近の行政重要の変化に柔軟に対応したいというふうに考えてございまして、現在、国とも協議を進めながら、具体的な方策については詰めているというところでございます。

こちら、取得がかなえば、約1,000平米というところで、貴重な資産をとということになりますので、長期的な目線で、各所調整しながら進めているというところでございます。

また、昭和小の隣地のところでございますけれども、昭和小学校の教室不足、また教育環境の向上の観点というところから、教育委員会のほうで、昭和小の隣地の取得も検討してきたというところではございますけれども、ちょっとそちらは所有者との交渉の中で、なかなか区のほうでの取得するということは困難だということでは聞いてるところでございます。

また、別の向丘一丁目のところですね、向丘高校の隣のところの土地、そちらの空いているといたしますかね、広大な、いい形であるというところは、区のほうでも承知はしているところでございます。また、近隣に誠之小等があつて、そちらにマンションが建ったときに、教室対策だとか、また大変な状況になるのかなというようなどは認識しているところでございます。こちら、まだ具体的な協議などが行えているところではございませんけれども、情報収集に努めているというところでございます。

○松丸委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。昭和小の隣地のことでは、今ちょっと新たな答弁だったなと思うんですけども、近隣の方と協議をして、そこはなかなか難しいというような方向になったということで答弁があったと思うんですけども、そうしますと、私たち、この間言ってきましたけれども、昭和小学校の併設施設ですよ、高齢者在宅サービスセンター、これは庁内のいろんな調整があると思うんですけども、ぜひあそこを、私たちこの間、本駒込二丁目の国有地に移して、教室不足対策で活用ということでは言ってきましたけれども、そういうこともぜひ前向きに進めていっていただきながら、教室不足対策をやっていただきたいということは重ねて要望させていただきたいというふうに思います。

それから、向丘一丁目の土地についても、いろいろ情報収集に当たっているということでした。やっぱり、ああいうところに大きなマンションなんか建ってしまうと、周りの教室不足ということをもさらに加速させるということにもつながりかねないので、何かそういう中高層のマンションをこれから建設するときには、建設業者と事前協議なんかもやっていくというようなことも、何かこの間ちょっと私も聞いていますけれども、ぜひ、そういうことにならないようにといたしますか、そういう教室不足対策という点でも、区が、東京都と一緒にいいと思います、ぜひ取得に動いていただきたいということは重ねて要望しておきたいと思います。

○松丸委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。

私も、用地や施設のマネジメントの観点で伺いたいと思います。

先ほど、昭和小学校の併設の高齢者施設を速やかに移転させるべきという石田さんの御発言がありましたけれども、私もそれは賛同いたします。

で、私の話なんですけど、先日、大塚四丁目に取得した土地について、教育推進部のほうで、まずは小日向台町小学校に使用しますよと、仮移転で使用しますよという資料が出ていたところなんですけど、それはそれとして、その先の話なんですけれども、その先については、文京区公共施設等総合管理計画において更新時期の目安を示している区立小・中学校から選定しますということでした。その管理計画を見ますと、2030年から小日向台町小学校を使うので、その次の期になるのかなと思いますけれども、2034年からの10年の期間で、指ヶ谷小学校、青柳小学校、それから中学校では、一、八、十の3つの中学校が更新の時期ですよということにはなっているんですけども、この先、学校を選んでいくに当たって、どういう形

で大塚四丁目の共通仮校舎を使っていくのかというところの考え方を教えていただければと思います。

どれだけ長く使えるのかということもあります。何十年、何校にわたって使うのか。そもそもそれに関しては、大塚四丁目にどのぐらいのスペックの建物を建てるのかということも関わってくると思うんですけども、それも含めてちょっと伺えればと思います。工期を見ると、この仮校舎の建設の期間が2年もなくて、下手すれば1年半ぐらいの感じで、図が書かれているんですけども、そのぐらいの期間の建設で、どのぐらいの長期にわたって使えるものが造れるのか、またはその気がないのかということですね。で、大塚四丁目に建てた建物について、最終的にどうしていくのかというところで、何か区として考えているところがあれば、それも教えてください。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 大塚四丁目の東邦音楽大学の文京キャンパスの跡地の活用についてでございますけれども、こちら先日、庁議で報告されまして、今度6月の文教委員会で御報告があるというところでございます。詳しくはそちらで御報告があると思いますけれども、現状は小日向台町小学校の改築にまずは使うというところが、方針が固まってきたというところでございます。

また、御質問の今後のところでございますけれども、それは今後の検討ということになるかと思っておりますので、そういったところを含めて、6月の文教委員会で御報告がされるものというふうに承知しております。

○松丸委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。一応、中長期的な観点で、施設や用地のマネジメントの観点から伺っているので、もうちょっとサービスしてくれてもいいなと思うんですけど、そういうのは——まあ、いいや。

ですから、今後の検討と一言で言われてしまうと、それで終わってしまうので、それだと、さすがにちょっと困るというところもありまして、これまでの経緯も、何しろ140億円というお金を投じているわけなんですけれども、その最初からどう使いますよという近々に見えることすらも言わずじまいだったわけですよ。ですから、やっぱりそういうのはやめていただいて、できる限り、具体的な見通しを示していただいて、永久に仮校舎として使うということは、恐らくちょっと考えづらいのかなとは思っていますので、最終的にどういうふうにしていくのか、中身までは決まらなくても、そのときにどのような枠組みで使い方を議論し

ていくのか、または区が処分するのか、持ち続けるのかということも含めてなんですけれども、早めにそういう考え方を示していただけるとうれしいなと思います。

以上です。

○松丸委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 先ほど御答弁申し上げたとおりなんですけれども、まずは小日向台町小学校ということで固まっております。

また、こちらのキャンパスの敷地の活用にあたりましては、委員も御指摘のとおり、今後、老朽化が進んでいる複数校、区立小・中学校がございます。こちらは、その状況に合わせて、今後、その活用について検討がされていくものというふうに承知しております。

また、その後なんですけど、当面は区立小・中学校の改築、待ったなしの状況が続いておりますので、当面は続いていくと思っておりますけれども、そういったところが一段落した場合には、新たな活用というところで、それもそのときの行政需要に合わせた検討がされていくものというふうに考えております。

○松丸委員長 ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

○松丸委員長 その他といたしまして、委員会記録についてであります。委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松丸委員長 令和7年9月定例議会の資料要求につきましては、7月25日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○松丸委員長 以上で、自治制度・地域振興調査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時42分 閉会